

Title	吹田事件(一八八〇年)の史的回顧
Sub Title	The Suita affairs : an incident during the visit to Osaka in 1880 of prince Heinrich of Prussia
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1978
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.51, No.5 (1978. 5) ,p.9- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	中村菊男先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19780515-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

吹田事件（一八八〇年）の史的回顧

内 山 正 熊

- 一 問題の所在
- 二 独逸皇孫来日の経緯
- 三 事件の発端と展開
- 四 民間の反響
- 五 大阪官憲の反応
- 六 余 波

一 問題の所在

大津事件〔明治二四年、日本を訪問中のロシア皇太子が、大津において護衛巡査によつて負傷された事件〕は、わが国の涉外関係史上稀有の事件として、内外に知られているところである。この事件については、実証的にも、学問的にも今まですでに、殆んど余すところないまでに研究がなされているといつてよい。⁽¹⁾これに反して、ここにとりあげる吹田事件〔明治一三年、日本を訪問中のロシア皇孫が、吹田において徴行中日本人と紛争を起し、このため公務執行の巡査が免職された事件〕は、今まで殆んど問

題にされなかつた事件(2)であるといつてよい。

これに関する外務省記録『独逸国皇孫「ハインリッヒ殿下」遊獵ノ際大阪府吹田村ニ於テ巡查等不敬一件』(3)という文書は、相当詳細な史料であるに拘らず、この事件が従来注目されなかつたのは、一つには大津事件のような衆目の的となつた政治的、外交的大問題ではなく、人目にとまらない些細な事件であつたことと、一つには時代的背景を反映した不敬事件ということから、それをとりあげることが忌避されたことによると思われる。しかし、この兩事件は、そのスケール、振幅強度において格段の差違がありながら、明治前半期の日本の國際的地位、ヨーロッパ強国との關係、登場人物のラインアップ、明治政府の対応ぶりなどの点で、頗る共通性をもつて居り、そこには非連続の連続が見出されるのである。当時のわが国は、内乱漸く鎮定して国内治まつたとはいへ、未だ極東の新興獨立国にすぎず、欧米先進列強の前には頭が上らない後進国の劣弱を蔽いえなかつた。したがつて、明治政府の對外姿勢は、低姿勢そのものであつた。それは、脱亜入歐の先進文明国に追いつき仲間入りするための懸命なあがきにほかならず、また差当つては、条約改正を前にして列強の心証を害すべきではないという配慮のあらわれであつたかも知れない。しかし、それは国民の目から見れば、卑屈な叩頭外交であつて、政府が一方では万世一系の天皇を戴く世界無比の國柄であると愛國心を鼓吹しながら、他方かつての攘夷の建前をかなぐりすて、欧米崇拜に一転し、しかも軟弱外交を事とすることに對しては、国民がいゝ知れぬ不満を抱いたのも当然であらう。この政府の對外低姿勢に鬱憤(4)やる方ない心情を国民がもつに至つた契機の一つがこの吹田事件であり、これを抑えられてくすぶつていた複合感情が、はからずも十年後に噴出したのが大津事件であつたと見ることが出来る。

問題は、このいわゆる不敬事件そのものを今さら詮索することではなく、焦点はこの事件に對する政府当局の処置対応、事後措置に向けらるべきである。當時は、國運隆々としてヨーロッパを風靡していたドイツ帝國の全盛時代で、そのプロイセンの皇族に對して、明治政府は、事の是非を問うことなく、たゞ平身低頭して謝罪にこれ努め、ドイツ側要求を全面的にう

け入れ、それに関係した巡査八名の職務差免、罰俸五名の大量処分を行つたのである。⁽⁴⁾ 事の起りは、微行で遊獵中の皇孫一行が、禁獵地で狩りをしたことから、土地の者と紛争が起り、これを負傷させたことにあるが、その取調処理に當つた地方官憲が不敬を犯した故で処罰され、大々的に謝罪式が挙行されて、そのしわ寄せはすべて下級官吏にかぶされたのである。ドイツの倨傲な高圧的抗議の前に、政府が理不尽な要求に屈して国民を泣かせるという事態を招いたことは、いかに官尊民卑の時代とはいえ、言論の自由、人權を無視した非民主主義的な明治政府の本質を露呈したものであつたといわねばならない。この事件が伝えられるや、政府はひたすらドイツに陳謝すると共に、現地の關係者に対しては、強引にその非を認めさせる挙に出て、ドイツ側の意を迎えたのである。さらに注目すべきことは、政府はいち早くその報道を禁止したが、しかしこれを報道した新聞雑誌は、発行停止という行政処分を受けたのみでなく、「大坂新報」、「大坂日報」、「京都日日新聞」關係者は、外国の皇族に対する讒毀罪は、日本の皇族に対する讒毀罪と同様に取扱うべしという司法省よりの指令に基いて、禁獄、罰金などの刑事制裁まで受けるに至つたことである。

このような政府の態度は、外国に対しては徹底的に屈從に終始して国辱も敢て辞さなかつたのと対照的である。政府の対応は、余りにも対獨宥和的、迎合的、屈辱的な軟弱姿勢であつた。明治政府の對外屈從、低姿勢の標本は、この明治一三年の吹田事件に見出されるといつても過言ではない。

この吹田事件は、外国貴賓のわが国における不祥事件の一例ではあるが、維新以来明治政府の對外実績を通觀するならば、それは何もこのドイツに対してのみではなく、英国に対しても、ロシアに対しても、このような外尊内卑の事大主義的方针を明治政府がとつているのを發見する。それは、明治元年、英国の圧力の前に明治政府が備前藩士を自決させて解決した神戸事件にも、また明治二四年の大津事件に際しても見られるところである。たゞ大津事件のときには、司法權の独立というところにその救いもあつたが、吹田事件ではそれすらなかつた。そこに問題が潜んでいると思われるのである。

- (1) 田岡良一博士の「大津事件の再評価」（昭和五一年有斐閣）は、その外交史的、法学的精緻な研究として、白眉の書である。
- (2) 英修道博士の「明治外交史」（昭和三年至文堂）は、これを「独皇孫負傷事件」という項目で簡潔にとりあげているが、その表現は誤解されるおそれがある。それは巡査免職、陳謝で事件は解決した旨の説述である。
- (3) 外務省外交史料館所蔵外務省記録四門二類二項三〇号。外交史料館には、本件について詳細な記録がファイルしてあるが、その一部は日本外交文書第十三巻事項五にも印刷して収められている。この原ファイルは、大阪府知事と外務卿との間の電報類から、事件関係者の詳細な報告書、被害者の口述書の如きは負傷の図解までを入れて、事件当時の生々しい資料を集めたものである。本稿はすべてこれをもとにしたものである。
- (4) 大阪府録事には、二等巡査河野常見、三等巡査岡竹真定、同山本蔵は、「其方儀本月七日吹田村字釈迦ヶ池近傍人民ノ告訴ニ依リ出張ノ際獨逸皇孫ハインリー殿下遊獵ノ一行ヘ対シ敬礼ヲ失シ候段不都合之至ニ付職務差免候事 明治十三年二月十四日大阪府知事渡辺昇」とあり、このほか府庁関係で巡査五名が免職、五名が罰俸一ヶ月の処罰を受けた。
- (5) 小論「明治外交の開幕——一八六九年の神戸事件——」手塚教授退職記念論文集所収。

一一 ドイツ皇孫来朝の経緯

一八八〇年前後のドイツは、ドイツ統一以後国内が安定し、かのビスマルク外交の最盛期であつた。ヨーロッパでは、独逸露の三帝協約、独逸同盟が成立して、大陸制覇が完成し、いよいよドイツ帝国の海外発展の気運が高まつたときである。まさにいわゆるドイツの世界政策（ウニヴェルソポリティック）が緒についたときである。周知のように、ビスマルクはフランスを抑えるために独逸關係を重視し、ロシアとの友好協調に努めたのであるが、それが、ドイツの極東政策、対日政策に反映したのは、自然の理といわねばならない。後年ドイツが日本黄禍論（イェロウ・ペリクull）を唱えたこともさることながら、日清戦争直後に三国干渉に加わつたことは、独逸協調の延長線上において理解さるべきである。ここに、ドイツ皇孫ハインリッヒ搭乗のプリンツ・アダルベルト（ツェー）が、実に三一九日の長きにわたつて滞留し、函館を根拠にして、ウラジオストックを訪れていることも、看過できないところである。その訪日目的が何であつたかは定かではない。しかし、後で中国大陸に膠州湾租借を実現したことからも知られるように、ドイツが極東に艦隊根拠地を求めていたこと（3）はたしかである。このアダルベルト号のみでなく、これと前後してドイツ軍

艦が寄港しているのであるが、それにはやや前後するが、当時外交第一線にあつた青木周蔵がビスマルクと日独同盟を語らつていたこと⁽⁴⁾、また桂太郎を筆頭に軍部の親独熱がいや増しに高まつて来ていることを知つているドイツが、日本を足場に中国侵出を策していたことは怪しむに足りない。

このような時代的背景、すなわちドイツが世界政策に乗り出した一八八〇年代においては、親独熱がつよい日清戦争以前の日本は、ドイツに脅威と映るよりも、むしろ当時の日本が、ドイツにとつて恰好の乾分に見えたにちがひなく、それ故にこそ、皇孫搭乗の軍艦が一年近くも日本に悠々と滞留していたのであつて、それは日本近海で砲撃や測量などを試みつつ軍事演習の場所を日本に求めていたのである。⁽⁵⁾

この件については、すでにその前年の明治一二年（一八七九年）一月一日、在独青木周蔵公使から、外務卿寺島宗則宛書簡で、『本年四 五乃至六 七月の際には当国皇族「ハインリヒ」殿下^{皇太子の第二男}「アーダルベルト」号軍艦にて御国へ航海可有之都合に御座候間其節は可然御待遇被下度』（以下略）旨の連絡があり、それには歓迎儀式などについて四回にわたつて詳細に注意を寄せて来たのである。⁽⁶⁾これに対しわが当局が前向きにうけとめたのは故なしとしない。その一年に垂んとする滞留中、独逸皇孫殿下乗組軍艦は、殆んど同盟国の軍艦と同様に、各地寄航地、横須賀、呉などの軍港でも歓迎され、また軍事視察を行つたのである。しかし、常識的にいつて、いかに軍部の親独熱がさかんであるとはいつても、儀礼的、友好的訪問ならば、精々一ヶ月か二ヶ月で十分であるのに、一年近くも日本を南北に動き廻つていたのは、日本の地勢条件の調査偵察など、もつと現実的な生まぐさい具体的目的をもつていたと思われても致方ないであらう。しかし、当時のわが国はまともにドイツ皇孫を歓迎した。それは普仏戦争に勝利を占めてヨーロッパ第一級国家として国運隆々としていたドイツに對する配慮に出たものであつたのは、まちがいない。そこには、日英同盟の出来る以前の日本が未だ東洋の新興小国として、英露に匹敵するドイツ帝国の意を迎え、日本が条約改正前に他の東洋諸国とちがつて西洋文明をとり入れて文明開花の

実をあげていることを顯示したい底意もあつたと見てよいであらう。

殊に、このプリンツ・ハインリッヒが来朝した当時は、わが国で親独主義が最高潮に達せんとするときであつた。政治的には、伊藤博文がドイツ留学した後で、わが国の政治体制建設にはドイツを範とすべきであるとして、ドイツ流憲法制定に向つていたときであるのみならず、軍事的には、普仏戦争に圧勝したドイツを模範として陸軍をフランス式からドイツ方式に改編しているときに当つていた。桂太郎はながくドイツに留学し、一八七五年から七八年まで在独公使館付武官として活躍して帰朝したばかりであり、その桂のドイツ流軍制再建築が山県有朋のドイツ支持を受けて、明治一年にドイツ式軍令專管機関たる参謀本部の実現を見るに至つて、こゝに軍政面でもドイツ主義が風靡することになつたのである。⁽⁷⁾このわが軍制史上劃期的な大改革が行われ、陸軍省の別局であつた参謀局が廃されて、新たに参謀本部が陸軍省と併立して設けられた明治一年一二月五日、奇しくも、ドイツ皇孫ハインリッヒの翌年来日の報があつたのである。

この独皇孫歓迎は、当時の政府中枢の滔々たるドイツ傾斜の反映にほかならないが、さらに、条約改正の目標達成の前には、ドイツの好意を獲ちえておく必要があつたので、ここに国をあげての大歓迎行事が展開されることになるのである。それを証左するものとして、外務省記録、「独逸国皇孫来航接遇記」は、礼典以下実に九卷（各卷一五〇頁前後）の龐大な記録を包含し、その詳細な記述は、恐らく明治外国貴賓来朝記録の第一列に位するものといつて差支えないと思われる。それを示す一例として、冒頭の「礼典」の目次をかかげることにする。

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| 第一号 一 北白川三品宮横浜軍艦へ御尋問及蜂須賀従二位参向 | 第五号 一 御尋問次第 |
| 第二号 一 横浜上陸入京ノ次第 | 第六号 一 滝見離宮御対食次第 |
| 第三号 一 官方御対面及大臣以下尋問ノ件 | 第七号 一 陸軍師隊式次第 |
| 第四号 一 参内謁見勲章捧呈式 | 第八号 一 勲章御親授式及御告別次第 |
- 附公使以下勲章授与式

せよ、北海道を十分視察して、その資源調査によつて、ドイツの海外投資の対象をこゝに見出そうという意図もあつたと思われる。

この北海道から南下した皇孫は、再びまた東京で宮中の賓客として公式歓迎を受け、その後内地各処に豪華な遊覧旅行を続けてから、神戸に再度来港した折柄、長途の航海で破損した軍艦の修理中、その騒音にたえ兼ねて、ひそかに上陸したところ、予想もしなかつた不祥事件を起すに至るのである。⁽¹²⁾

(1) Immanuel Geiss, German Foreign Policy 1817-1914, p. 80 Chap. 8 The Claim for German 'Weltpolitik'.

(2) Prinz Heinrich von Preussen は、その来朝公式記録に、

『近衛兵第一聯隊少尉兼海軍少尉

親王 アルベルト ウィルヘルム ハインリッヒ但シ独逸皇太子ノ次男ニシテ千八百六十二年八月十四日「ポーツダム」ニ生ル』

とあるから、その「該親王乗組軍艦コルウィンテ形フリント・アダルベルト号」（該艦長海軍大佐マクレーアン）で日本に來朝當時は、若冠十八歳の青年士官であつたわけである。

(3) Morse-MacNaita, Far Eastern International Relations, 1928, p. 592.

(4) 青木周蔵自伝（東洋文庫版一三一一—一三五頁）は、この間の事情を伝えてゐる。

(5) Prinz Heinrich von Preussen. Ein seemannisches Lebensbild von Adolf Languth. Halle 1892. 第三章 Ankunft in Japan の中に、屢々軍事演習のことが出て來てゐる。

(6) 青木周蔵公使が「勅ヲ奉シテ李國親王ハインリッヒ殿下ニ使スルノ記」において述べた献辭は、いかに明治政府が皇孫を貴遇したかを示している。

〔前略〕

普國親王ハインリッヒ殿下解纜近キニアルヲ以テ送別ノ為横濱滯泊ノ該國軍艦ニ到リ親シク殿下ニ謁見シテ左ノ通り述演アルヘシ

「今般殿下來遊ヲ辱フシ我國ノ榮誉何ソ之ニ如カン抑旧來友情ヲ交ヘタル李國ニシテ其皇族我國ヲ訪ヘレシハ殿下ヲ以テ濫觴トス是特ニ欣懷ニ堪ヘサル所ナリ然ルニ弊國ハ歐洲ト其俗ヲ異ニスル甚シキヲ以テ貴賓ノ旅情ヲ慰スルニ物ナン殿下滯在中百事極メテ其意ニ適セサリシナラン我天皇陛下深ク之ヲ憾メリ追次御帰帆ノ期ニ近シ而シテ時下將ニ近塞ニ趣カントス冀クハ航中殊ニ御自愛アリタシ」とまで注意しているが、それは、當時いかに氣をつかつて款待にこれ努めたかを示している。

(7) 西郷從吾「明治大正時代におけるドイツと旧陸軍との關係」日独協會発行日独文化交渉史 一九七四年三月 一五七頁。

(8) 松下芳男著 明治軍制史論 下巻 一〇頁。

(9) 外国貴賓來朝關係雜件 独国ノ部 第二卷六門四類四項一号、明治十二年一月廿四日太政大臣三条実美宛寺島外務卿からの「独逸国皇族渡來ニ付接
對費ノ義同」には、外国貴賓來朝による費用巨大なため「精々節儉」という趣旨が述べられているが、しかしその独逸国皇族接待費予算は、貳万五千
円を上つている。その内訳は、左の如くである。

金壹万円 饗応費

金七千元 進贈品

金三千元 諸雇給

金三千元 機具及臥具買上

金三千元 郵便電信小買物其他損料旅費雜費共

これは、十一年度外賓接待費の枠の中で占める分は、米國前大統領を上廻つている。合計五万円の中、半分はこれにあてられ、米國分壹万五千元、イ
タリア皇族接待費は壹万円である。なお、独皇孫の場合には、十二年にもかかつて居り、それは金貳万拾五円貳拾九錢九厘となつている。その各地旅
行費もまた大變で例えは、独逸皇孫一府三県遊覽購求費並ニ諸入費總計は五千九百七拾円二十七錢三厘である。また、延邊館における食事其他の費用は、
五月二十八日六月一日分だけで金千四百拾貳円拾貳錢五厘、洋銀四百五拾六弗九拾六セントであつた。これに対してドイツ側からは「皇孫殿下の命
を体し金五百円を閣下迄御贈与致 寺島外務卿宛一八八九年六月十九日 皇孫殿下侍補独逸海軍少佐 パロン・フォン・セツケンドルフ」という記録
がある。なお、「独逸国皇孫ハインリッヒ殿下」には大勲位に叙せられ、菊花大授章が親授されるという最高級の優遇が与えられたのである。

(10) その公式記録は次の通りである。

独逸皇孫來航提要

明治十一年十二月五日

一 來ル明治十二年三四月ノ際独逸国皇帝陛下ノ孫近衛兵第一聯

隊少尉兼海軍少尉アルベルト、ウィルヘルム、ハインリッヒ親

王ノ次男東洋在勤ノ同国軍艦プリンツ、アタルベルト号ニ被

乗組横濱へ渡來凡一ヶ年程モ滞在可相成哉ノ旨同国臨時代理

公使グウトシミート氏ヨリ對話ノ節申聞候 右ハ横濱到着ヨ

リシテ上陸相成候上ハ去ル明治五年露国親王渡來御接遇被為

在候礼典ニ略照準シ可然と存候間此段豫メ相伺呈候也

明治十二年五月廿三日

一 皇孫乘艦本夜横濱港着

五月廿四日

一 陸軍中佐桂太郎儀外務卿ノ内命ヲ以皇孫乘艦へ相越諸事内引会
五月廿九日

一 午後二時參内勲章捧呈式アリ聖上皇后宮御對面
.....

六月十日

一 皇孫參内勲章御親授式及御告別アリ

六月十一日

一 皇孫微行ノ姿粧ニテ午前九時四十五分^{平常}發時限ノ汽車ニテ横濱
本艦へ帰ラル

七月廿二日

一 今朝函館へ向ケ横濱發艦

七月廿六日

吹田事件(一八八〇年)の史的回顧

吹田事件(一八八〇年)の史的回顧

一八 (五二)

- 一 午後三時函館着艦
 - 八月廿三日
 - 一 今朝露国浦汐斯徳へ向ケ函館発艦
 - 八月廿六日
 - 一 浦汐斯徳着艦
 - 九月一日
 - 一 函館へ向ケ浦汐斯徳発艦
 - 九月六日
 - 一 函館へ帰艦
 - 九月十二日
 - 一 横浜へ向ケ函館発艦
 - 九月十七日
 - 一 横浜着艦
 - 九月廿七日
 - 一 微行ノ姿粧ニテ栃木県下日光山遊覽トシテ東京独逸公使館前ヨリ出発
東京ヨリ出発
但蜂須賀同行
 - 十月五日
 - 一 日光ヨリ帰京即日横浜帰艦
 - 十月十五日
 - 一 於仮皇居 聖上皇孫ト御会食
 - 十一月三日午後二時
 - 一 参内
 - 十一月十二日午後三時
 - 一 神戸へ向ケ横浜発艦
 - 十一月十五日
 - 一 神戸港着艦
- 但京撰遊覽ニ付蜂須賀先発同所ニ迎待各地方同行神戸帰還迄接
伴事務ヲ弁理ス岩倉右大臣モ京都滞在中ナルヲ以テ接待セラル
- 十一月十六日
 - 一 神戸上陸上京同所ヨリ滋賀県下地方及奈良大阪等巡覽
 - 十一月廿三日
 - 一 午後五時神戸帰還
 - 十二月一日
 - 一 午前七時長崎へ向ケ神戸発艦
 - 十二月四日
 - 一 愛媛県下讚岐国丸亀寄泊
 - 十二月六日
 - 一 広島県下敵島遊覽全八日上陸鎮台及県庁一覽其他市街遊覽同
九日発艦
 - 十二月十一日
 - 一 午前一時半長崎着艦
 - 一月一日 聖上皇后宮へ新年祝賀ヲ聖上宛電報
 - 明治十三年一月六日
 - 一 午前八時兵庫へ向ケ長崎発艦
 - 一月九日
 - 一 神戸港着艦
 - 二月七日大阪府下吹田村辺皇孫微行遊獵ノ際同府官吏皇孫へ
対シ欠礼ス
 - 本件ニ付宮本外務大書記官派出吹田村ニ於テ謝罪式執行巡查
免職ノ典アリ畢ヲ府庁ニ於テ知事ノ謝言及警部以下免職及罰
俸ノ典アリ
 - 大阪新報仮編輯長大坂日報仮編輯長及京都日日新聞編輯長各
禁獄罰金ヲ課セラル

○本件ニ付為勅使侍從ヲ公使館へ被差向又在神戸侍補苑宮内卿
ヨリ勅意ヲ電報セラル

二月八日

一 午前九時半神戸港出發

三月廿六日午前

一 横浜着艦

四月二日 於仮皇居御會食

四月五日 横浜發艦

○三月十九日和歌山県下東牟婁郡大島浦地先沖合へ独逸國ブリ
ンスアドルヘアート号軍艦投錨同廿日土官上陸銃彈シ同廿二

日粗暴ノ及所業候段県令ヨリ届出タレ共其艦名モ判然セス又

確乎タル証跡モ無之殊ニ皇孫乘艦ハ最早横浜發艦後ニモ有之

旁外務卿ヨリ内務卿へ云々照會又同県令へモ諭達アリ

(11) 十二年六月九日北海道開拓長官黒田清隆より「御急キノ御様子」の皇孫に提示する書籍圖画類を見ても、それが遊覽的な以上の意味をくみとることが出来よう。

矯龍氏 全報 宍部

来曼氏 地質測量報文 宍部

同 地質総論 宍部

門老氏 地質記事 宍部

クラーク氏 農校報文 第一 第二 二部

テイ氏 三角測量地圖報文 宍部

著色地質要略圖 宍部

北海道三角実測圖 全

石狩煤田圖

幌内煤田圖

マクンベツ煤田圖

吹田事件(一八八〇年)の史的回顧

一 横浜港着艦ヨリ 同艦發艦迄
日数 三百十九日

延遠館滞在 十四日

日光往復 七日

函館前後滞留 三十四日

函館ヨリ浦阿斯徳往復 十五日

神戸上陸京撰間遊覽帰艦迄 八日

神戸港前後滞留 六十八日

但京撰間遊覽日数ヲ除ス

長崎滞留 廿一日

横浜港前後滞留 百六日

但日光行ヲ除ス

十二年五月廿三日 十三年四月五日

サンケビバイ煤田圖

空知煤田圖

山越内石油地方圖

鶯ノ木石油地方圖

泉沢石油地方圖

沢井茶津内南港圖

オトフチ十勝川口圖

亜細亜東部圖

ヌッハオマナイ煤田圖

石狩八葉圖

茅ノ瀧煤田圖

宍部
宍部
宍部

(12) 前掲 Adolf Langguth, Prinz Heinrich von Preussen, p. 176.

三 事件の発生と展開経過

発生した事件そのものは、⁽¹⁾明治一三年二月七日、大阪府下吹田村の禁猟区で皇孫一行が、発砲して狩りを行ったことに端を発する村民との紛争に、かけつけた巡査に対する公務執行妨害、さらには大阪府庁に赴いての不遜な態度をとつたことである。しかし、本件の重要さは、吹田村での暴行事件よりも、ドイツ側から不敬を難詰⁽²⁾されたことに、外務当局が全面的陳謝を行い、謝罪式まで挙行し、関係巡査を免職にしたことにある。いまここでは、紛争の事実関係自体について、検討することよりも、この事件について当局がいかなる対処をしたかを明らかにすることが遙かに重要である。まず第一に、最初にドイツ側と接触したのは、大阪府知事であつて、この折衝が内務官僚によつて立派に行われていたことに注目したいと思う。すなわち、ドイツ側の抗議が東京の当局になされると同時に、現地の責任者として大阪府知事がこれを受けて交渉に當つたのである。その第一報は、左の如くである。

明治十二年 第三百三十四号川口分局二月八日

届内務卿 出大阪府

外務卿 知事 内務省着

サクジツ スイタ ステイション キンボウニテ ドイツコウソン ビコウニテ ユウリヨウノヲリ ジンミントファンウンアリ
ンミン スコシクケガモシタリ トリシラベチユウ コンニチ リヨウジクワンヨリ カケヤイノシダイモアリ カナラス コウシ
ヨリカレコレ モウシヅベシ イサイハ ユウビンニテ モラシアグレド トリアエズ モウシアク

このことが、いかに東京の当局、殊に井上外務卿に大きな衝撃を与えたかは、想像に余りある。事が事だけに、その対処に頭をかかえただけでなく、この件がドイツ側にいかなる反応をひき起すかに慄然としたことであろう。外務省としては、大阪府管轄下の事件であつても、ドイツ側からの公式申入れ窓口である以上、これに応答折衝に腐心するのであるが、何よ

りもまずドイツ側からの抗議を恐れたのであつた。

果して、時を移さずドイツ公使は、駐独青木公使へ電文にて抗議文を送つて来たのである。それには、井上外務卿が十分に英語を解しないから、青木公使を煩わすということが書かれているが、しかし、ドイツ公使が直接外務省へ申入れる前に、青木に連絡したことは興味あることである。それは、青木がわが国における親独派の最右翼であつて、この青木のドイツ崇拝は、内外に知れわたつていたので、彼を通ずるならばドイツに好都合に運ぶと考えられたことは明らかであるからである。

〔独公使ヨリ青木公使へ内状〕

以手紙申陳候拙者只今左ノ電信ヲ侍補「パロン、セッケンドルフ」ヨリ落掌致候

昨日日本官吏ハ聊怒ニ触レシコモナキニ皇孫「ハインリヒ」殿下ノ御身ニ対シ不法ニモ痛ク侮辱ヲ加ヘタルニ付則チ殿下ヨリ此儀ヲ日本府ニ厳告セラル 大阪府知事ハ右ノ取扱方ヲ拒ミタリ 次回ノ郵便船ヨリ一書ノ送寄ヲ相待候

是果シテ何等ノ事件ニ候哉此電報ハ本日午時神戸ヨリ到達セルモノニ有之候拙者ハ面部相腫レ他行難致候間右事件ヲ貴君へ書面ヲ以テ申陳候ニ付迅速井上卿ニ御報知被下度候定メテ井上卿ハ直クニ大坂府庁へ電報ヲ差出タル可キ義ト被存候一 体拙者直チニ書翰ヲ井上卿ニ宛差出ス可キ筈ナレトモ同君ハ十分ニ英語ヲ解セラレサルニ因リ貴君ヲ煩シ候義ニ御座候右ハ先ツ私シニ申陳候義ニテ且ツ内密ナル事ニ御座候也

十三年二月八日

アイゼンデッヘル

独逸公使から井上外務卿宛の抗議文は左の如きものであつた。

No. 7
66 Tokio, den 8, Februar 1880

An den Minister
der Auswärtigen Angelegenheiten
(sic)

Herrn Inouye Kaoru Excellenz hier

Nach einem mir soeben zugegangenen Telegramm aus Kobe ist Seiner Königlichen Hoheit dem Prinzen Heinrich von

Preussen in Höchstgeiger Person gestern eine schwer beleidigende Behandlung von Seiten der japanischen Behörden widerfahren gegen alles Recht u. ohne jede Veranlassung.

Ich protestire hiermit förmlich und feierlich gegen die Handlungsweise der Behörden u. bemerke Euerer Excellenz dabei, dass der Gouverneur von Osaka seine Unterstützung in der Sache verweigert hat.

In dem ich einer möglichst umgehenden Erklärung über die Angelegenheit entgegensehe, benutze ich die Gelegenheit Euerer Excellenz die Versicherung meiner vorzüglichsten Hochachtung zu erneuern.

r. Eisendecker

しかしその和訳文の方が特徴的でそれは一方的抗議の表明である。

以書簡致啓上候陳ハ只今神戸ヨリ当方へ着達セシ電報ニ依テ我國皇孫ハインリヒ殿下ニ対シテ昨日貴国官吏甚タ道理ニ悖ヒ少シモ源因ナク大ニ不敬ニ待遇セラレタリ即チ斯ク殿下ニ対シ痛困ヲ加ヘラレタルニ因テ実ニ重々不服ヲ唱ヘ候且ツ大坂府知事右ノ事ニ付何分接絆周到ヲ断ハラレタル事ヲモ申上候就テハ至急御回答アラシム事ヲ致希望候此段得貴意候敬具

明治十三年二月八日

独逸国弁理公使

フォン・アイゼンデッヘル

井上外務卿 閣下

井上の本件に対する反応は、事重大とばかり、直ちに三条太政大臣宛に、「大坂府官吏独逸皇孫ニ対シ欠礼之義上申」（甲二十五号親展）として、二月九日に、

大坂府官吏独乙国皇孫ハインリヒ殿下へ対シ甚タ不敬ノ挙動ヲ為シ候旨云云別紙ノ通回国公使ヨリ申出候右ハ頗不容易事件ニ付實際ノ景況為取調不取敢来ル十一日横浜解纜之郵船ヲ以外務大書記官宮本小一ヲ該地へ出張為致候条詳細ノ事情へ追テ可及具陳候へ共不取敢一応及上申候也

と知らせる一方、ドイツ側には二月九日井上から神戸のパロン・ゼッケンドルフ艦長宛に、「独逸皇孫殿下ニ見舞執奏方依頼ノ件」という見舞電報を送るのである。

在神戸日耳曼天皇陛下ノ軍艦アダルベルト号乗組バロン・セッケンドルフへ 皇孫殿下ニ対シ日本官吏等ノ不敬ヲ犯シタル報知ヲ聞
キ拙者大ニ憤怒ニ堪ヘズ直ニ大坂神戸ノ知事梟令ニ右始末委詳通知可致旨電報セリ
右ノ事件ヲ精細ニ取調ル為メ十一日出帆ノ郵船ヲ以宮本書記官ヲ遣スヘシ

此不都合ナル事件ニ付拙者深ク憂悶セル次第ヲ閣下可然殿下へ御申入アラン事ヲ願フ

(午前十時発)

右の電文は、井上がいかに頗る容易ならざる事件として、大いに憤慨し、また深憂しているかを示しているが、政府当局のみならず、宮中からも、二月十日、御見舞勅使が差遣されるほどの大騒ぎとなつたのである。このような政府当局の驚倒ぶりとは別に、現地においては、大阪府知事とドイツ側との間に本件について着々と折衝が行われていたのである。ドイツ側は事実関係が明らかになるにつれ、微行中のこと故、ことさらにあげつらうにも及ばずと見たらしく、九日には、ゼッケンドルフから井上外務卿宛に、左の如き連絡をなしている。

(第六十九号)

我皇孫殿下閣下ノ懇篤ナル電報ヲ領取シ謝詞返報被仰出候殿下貴国ニ滞在中是迄貴国官吏ノ篤誼ナル良好ノ徵候モ有之候間今度不慮ノ儀ニ於テモ速ニ相方満足ニ落着可致ハ必然ノ事ト被思召候也

〔傍点筆者〕

宮内卿は、二月十日午後七時過、勅使藤波侍従をして独逸国公使館へ参向せしめ、天皇陛下がこの件を「聞シ召シ甚々御
氣ノ毒ニ被思召」されたことを、神戸在留侍補へ電報し、遺憾の意を表した。

これに対して、二月十一日十二時二十分神戸発電報で、ゼッケンドルフ侍補から徳大寺宮内卿宛に左記の謝意が表された。

字瀧生国皇孫ハイシリヒ殿下へ貴国

天皇陛下ヨリ吹田村之住人竝巡查及大坂府知事等ヨリ殿下ニ対シ不礼ヲ為シタル義ニ付陛下傷シク思召サル々事ハ恭シク此ニ謝ス

このような形で、政府当局との間では連絡されていたのであるが、他方現地における交渉は、事の真相を調べた結果、非
がドイツ側にあるのを知つた大阪府知事が、ドイツの抗議要求に対して簡単に応じなかつたことから、即座に解決には

進まなかつた。それがまたいかに痛く外務当局を憤慨させたかは、井上から左記の大阪府知事宛電信によつて知られるであらう。

只今ドイツ公使ヨリ表向書簡ニテ 去ル七日 日本官吏ヨリ ドイツ皇孫殿下ニ対シ 大不敬ヲ加ヘ 且 大阪府知事 此一件ニ付力ヲ 尽スヲ断リタリト申シ出タリ 右ハ容易ナラザル義ニツキ 猶委細ノ始末 電信ニテ申シコサレヨ 且 宮本書記官 此一件処置ノ命ヲウケ 十一日ニ其地ヘ向ケ出帆スベシ〔二月九日午後三時発〕

これに対して、大阪府知事は直ちに左記の返信を井上外務卿宛に出している。

届井上外務卿 出渡辺知事

官第八十一号 二月九日発

ニッポンクワンリヨリ ハデヲアタエタルコトナシ シカシコウソソナルコトヲシラズ ツウジヨウグワイコクジンドウヨウノトリ
アツカヒヲナセリ マタリヨウジヨリダンパンノシダイモアリタレドモ トリシラベノウヘゴタウイタスベキムネコタヘヲケリイ
サイハトリシラベノウヘジヨウソソスベシ

それにも拘らず、外務当局は次の指示を与えるのである。

在兵庫大阪府知事渡辺殿

井上外務卿

三ジゴジツブソラヨビゴジジユウゴフソノデンボウウケトリタリ タトエカンリマタハジンミンタリトモ コウソソエタイシ フ
ケイアリテハアイスマザルニツキ コトガラノシヒヲトラス ジウソサマタハソノカンリタリトモ ヒトタビハメンシヨクシテ
モツテカツカミヅカラ カノグソカンエユキ フケイヲナシタルモノヲバツシタルシヨウコラモツテシヤスルコトニシヨブソソ
レバ コウシヨリノコウゼソタルシヨカンモヒキトウセバンジナイサイノスガタニテコウサイジヨウツゴウヨロソ モツトモコ
トミヨウニチヂウニカツカグソカンエユキ シヤスルマデニソソクシヨチスルコトノウム シキウデンボウアリタシ

(二月九日夜十一時十五分過発)

…… セソコクイダソタルデンボウソソユイニヨリソソビヨクソソブソソカナヘバマンソソクナリ

(二月九日夜十一半発)

〔傍点筆者〕

これに次いで翌二月十日午後二時五十分發渡辺大阪府知事宛で井上外務卿は次の電信を送つてゐる。

(前略) カクカノランミコミドウリニマカスベシ シカシナガラ ジュンサメンシヨクノギハトウキヤウヨリ メイレイアリタリト
マデ カツカヨリシラセアレハ タブソソレニワヲヨバストモウスナラン ソレマデニハコババモツトモヨロシ

この「閣下の御見込通りに任すべし」という文面は、意外に大阪府知事の折衝が進展してきたのを知つた外務省側は、現
地交渉は大阪府知事に任せておいてよいということになつたことを示している。しかし、十一日になつて、井上より大阪府
知事宛に、「シヨブンスミタルカ イカガ シキユウヘンジアリタシ」と急追している。

これに対し大阪府知事は、外務卿宛に、「シヨブンスミシヤ モウシアゲヨトハ クワンリノシヨブンカ ヲラセツフケ
イヲシヤスルノシヨチナルカヘンジマツ」と返問している。また、十日の井上の大阪府知事宛の電報は、「コノタビノドイ
ツコウソソジケンハ イスサイシンブンエノセサルヨウゴカメイアリタシ」と、本件について新聞發表差止めを命じてい
る。これには、大阪府知事も、「シンブンノケンハ イサイシヨウチ サクジツスコシクダシタルユエ キンジヲキタリ」
とこの差止めには承諾しているのである。

ここに觀取されることは、大阪府知事渡辺昇の毅然たる態度である。ドイツ領事との交渉においても、九日午前六時汽車
で神戸ドイツ領事館を訪れ、「昨日御咄ノ貴国皇孫我管内吹田村遊獵ノ節巡查等敬礼ヲ失シ候一条ニ付取調方ハ飽マデ嚴重
申付置候へ共 拙者不敬ノ罪ヲ謝セントメ今日推参セリ」と陳謝に赴きながらも、人民に謝罪せよとの侍補の要求に対して
は、左の如き論弁をなしたのである。

昨日來陳述セシ如ク 拙者ニ於テハ皇孫タルヲ知リシヨリ千倍万悔措ク所ヲ知ラス 不敬ヲ謝スルハ如何様ノ術モ尽スヘキナレト
モ人民ニ対シ行政ノ権理ヲ以テ斯々ノ謝罪セヨト令スル余ノ難^ヘンスル所ナレトモ 人民モ皇孫タルヲ知ラバ其不敬ヲ鳴謝スル必ス

怠ラサルヲ知ル 然トモ今公然大礼服ヲ着シ俄ニ車ヲ大坂並吹田村に枉ゲ人民ヲシテ謝罪ノ式ヲ行ヘトノ事ナレ共 小民偏陋頑固ナル遊獵禁止ノ地ニ鳥ヲ狩リ加之多少ノ傷害ヲ蒙リシ上 却テ其罪ヲ謝スルノ理ナキヲ固執シ 仮令示諭スルモ能ク之ヲ遵奉スルヤ予メ断言シ難シ

と述べ、更にドイツ領事が人民一同に謝罪式を行うことを要望したことに對しては、

凡ソ日本ノ慣習タル人其過ヲ謝セントスルトキハ必ス自ラ往テ謝スルヲ礼トス 故ニ若シ其皇孫タルヲ確知セハ各拜趨シテ其罪ヲ謝センモ知ルヘカラス 然ルニ今反テ臨御ヲ請テ之ヲ謝セハ不敬ニ加フルニ不敬ヲ以テスル也故ニ決シテ行フヘカラスト云フと反論して譲らず、結局ドイツ側もこれを諒とし、領事は、

貴下ノ難ントスル所モ亦一理アリ故ニ我カ是迄希望スル所ハ尽ク之ヲ止メ別ニ一端ヲ開キ 斯々ノ儀ニ変スル如何ント書シテ示ス所ノモノアリ 条ヲ逐テ之ヲ訳スルニ我ヨリ公然書ヲ作りテ皇孫ニ謝スルノ文ナリ

という応答をなすまでに至つたのである。

更にそれは、大阪府知事の現地交渉が殆んど成功して最後に謝状の表現形式にまで煮つめられて来たのを示している。それを証左するものとして府知事から外務卿宛の次の電文がある。

川口分局発第二三八号

二月九日午後九時四十五分發 ヲサカフチジ

ドイツイクウソソニイツケン タ、ダイ、マ、ダ、ン、ス、ム サ、ホ、ド、ゴ、シ、ン、バ、イ、ナ、キ、コ、ト、ヲ、モ、ウ カレヨリコウシエモウシタテノブンメンヲ
ミルニ ジジツラレイニタゴウトコロアリ モトヨリコノコトニツキ チカラヲツクスコトヲコトワリタルナドノコトナシ イサイ
ハユウビン

〔傍点筆者〕

事実、大阪府知事という内務官僚が独逸領事を相手に堂々と折衝の任を果しているのである。その一部は記録されているので、それをかかげることにしたい。

知事 実ニ此文ノ如クナレバ拙者ノ意ヲ充分写出シタル者也必ス此大体ニ從ヒ直チニ之ヲ呈セン 因テ横文ハ反テ錯誤ヲ生スルモ

期スヘカラサルニ付日本文而已ニテ之ヲ呈センコト如何

領事 素ヨリヨシ此儀愈貴下ノ意ニ満ルヤ

知事 尤然リ々々

領事 此節ノ儀ハ重大ノ儀ニ付十分ニ協議ヲ尽ス処貴下亦其意ヲ述ヘ終ニ我意ヲ嘉納ス拙者ニ於テモ大慶ノ至、貴下此承諾アレハ

在京ニ於テ必ス好結果ヲ見ル事アラントス

このような経過になり、渡辺知事は十日、領事に連絡したところ、左記の「返辭」があつた。

昨日嘉納ノ意ヲ書面ニシテ一タビ皇孫ノ覽觀ニ供セハ衆員ノ謝辭ヲ尽スニ及ハサルと思フ 追テ皇孫ノ聰ヲ經テ回答スヘシ
という謝辭を送られた上、

午後四時頃ニ領事ノ付属訳官来リ云来示ノ一書皇孫ニ呈セシニ満悦ニ被思召 改メテ衆員ノ来謝スルニ及ハスシテ完了スヘシ 公
然書面ヲ以テ送ルヘキナレ共 今日郵船東京丸ニ託シ東京ニ書信スル多端ニ付 安為ノ為私ニ通スト云フ

知事 懇切ノ心情謝スル所ヲ知ラス 只希クハ寸刻モ速カニ横文ヲ副セサルモ 和文ノ書面而已ニテ不苦候付一封ヲ送^{マツ}ンコトヲ請フ
これを見ると、渡辺交渉によつて謝罪式もしないで済む上に、「一封」を出させ、ドイツ側にその謝罪の意を表させるとい
うところまで、本件は日本側に有利な結末に終りそうになつたのが判るのである。それは、もともと公式通知もない微行と
いう弱点がある上、日本の禁猟地で発砲したという法規違反を犯し、更には村民に暴行を加えた罪を犯し、最後には公務執
行の警官に対しても名前も告げないで職務執行妨害を行つたというドイツ側の非行を渡辺が衝き、ドイツ側もこれを認めざ
るを得なくなつたからである。したがつて、現地交渉では日本側の筋が通り、その面目も立つたといえるのである。それ
を裏書きするものとして、ドイツ側から榎本大輔宛出した左記の書状がある。

拜啓陳者御懇書並ニ府知事ノ書翰写御送被下奉謝候 皇孫殿下^{ミコノミ}於テハ閣下御承知之通り井上閣下ノ電報ニ即時回答被致不愉之事故ハ
早速満足ニ落着可相成存候 尤詳細ノ義ハ拙者末々不致承知候 敬具

東京千八百八十年二月十日

アイゼンデッケル

外務大輔 榎本武揚

閣下

他方府知事からは、次のような謝状を出している。

以手紙致啓上候去ル七日当府管内吹田村ニ於而貴国皇孫ヘインリー殿下其他御遊獵之砌該村之人民竝巡查戸長失礼ノ挙動ニ及候段何共驚愕之至就テハ右之者共夫々札明嚴重之取調ヲ以テ其輕重曲直ハ法官ニ付シ我國法ヲ以テ所分可致候ヘ共我 天皇陛下之貴賓ニ対シスル事件ヲ生シ候段深く不堪痛心恐縮之至將又該帰途大坂府庁ヘ御寄車相成候節全ク皇孫殿下タル事承知不致ヨリ拙者出頭不仕其事明白致候今日相顧候ヘハ蒼卒之際言語不通等ヨリ此不都合ヲ醸シ何共万悔之至ニ御座候右之事情深ク御洞察ノ上可然殿下ヘ御執奏被下度 此段及御依頼候就テハ東京ニ於テ此一条速ニ輕便之結果相成候ヲ希望之外無他事候此段為鳴謝呈一書深ク及御依頼候謹言

明治十三年二月十日

大坂府知事 渡辺昇

独逸国代弁領事

アフオンクノープロホ貴下

このような形で、事態は解決に向つたかに見えたのであるが、それには渡辺大阪府知事の断固たる態度が、ドイツ側をして妥協に傾かせたのではないかと思われるのである。この意味からすれば、大阪府知事の地方官憲による対独交渉は奏功したといつて差支えない。それは、微行という条件の下での皇孫の不法行為を衝かれて、反駁し兼ねたゼッケンドルフがその非を暴かれないように府知事に要請し、府知事はこれを容れて皇孫をかばうことを約束したことで解決の緒が見出されたと思われるからである。したがつて、渡辺も一週間後にはその旨の公表をしたわけである。

こゝで殆んどこの不祥事は現地交渉で収拾されたかに見えたとき、事態は急転直下、逆にドイツが開き直つて攻勢に転じて来たのである。それは大阪府知事の交渉が折角まともりかゝつていたのに、東京の外務省が乗り出して来ることになつたからである。この十日の午後七時頃、ドイツ領事から次の連絡があつた。すなわち、「外務卿井上ヨリ外務一等書記官ヲ派遣

スヘキノ報アリ 満足ノ意ヲ表セラレシモ先ノ内諾ノ事情ハ尺ク取消左ノ通知アリ度旨」の一書が届けられたのである。以書翰致啓上候然ハ我國皇孫殿下へ本日附貴翰ノ趣執奏候処辱被思召候得共 東京貴国井上公使ヨリ電報有之 来ル十三日則金曜日ニ 貴国一等書記官某差越サレ候趣故万端右書記官到着ノ上ノ事ト相成候間不取敢此段申進候敬具

明治十三年二月十日

独逸国代弁領事

フォンクノフロホ

大坂府知事渡辺昇 殿

こゝに局面は、宮本の到着と共に急転回する。「大坂府知事ヨリ謝状ヲ送リタレバ九分九厘迄ハ済ムベシ」といわれていた樂觀的だつた宮本が、十三日神戸にゼッケンドルフを訪ねたとき、「其辞激烈制スベカラザルノ勢」に驚いたのである。そこでは意外にも、

殊ノ外不快ノ様子ニテ 謝罪ヲ行フ事 巡查其他ヲ罰スル事 皇孫大坂府ニ来リ府知事謝言ヲ申上ル事 右ノ罰シタル始末謝言トモ新聞紙ニ掲ゲル事 並ニ大坂新聞紙ニ皇孫ヲ讒謗セシコトノ嚴罰ヲ求ムル事 知事ヨリ皇孫等ノ為シタル此度ノコトニ付キ日本ノ法律ニ触レタルコトナキ旨ヲ証明スルコトノ書面ヲゼツケンドルフニ送ル事 此事ヲ以太利皇族来ラス中取片付度依テ明日悉クヲ行ヒ度ト云フ

など無理な要求を早急につきつけられたのである。

このドイツ側の高圧的態度に、宮本は、このゼッケンドルフの強硬なのは、大阪府知事の主張の前にたじたじとなり、始めの要求を引込めざるを得なくなつた不満鬱憤を宮本にぶつけたのであると考えたのであるかも知れない。とにかく、宮本は、こゝで府知事抜きで直接にドイツと交渉し、その要求を容れ、その実施を渡辺に迫るのである。宮本は「外務省ヨリノ達ニ謝罪式ハ勿論此儀完結ノ一条ニ於テハ小官ニ委托アリシコトナレハ更ニ伺フニ及ハス（中略）明日迄ノ内ニ完結セシメ度旨彼ノ所存ユヘ其意ニ任シ候方可然假令之ヲ政府ニ問フモ決シテ之ヲ拒ムノ事ナシ吾悉ク其責ニ任セン」と渡辺に告げ、

ここに、渡辺は「君此決答アリシ以上ハ行ハサルヲ得サルヘシ」と屈して、謝罪式も挙行されることになるのである。

なお、渡辺大阪府知事の断固たる態度について井上外務卿宛宮本書記官電報が記しているところを紹介しておく必要があると思う。そこにはそのクノウブル領事の言をひいているが、それによれば、

彼ノ事ニツキ謝罪式竝ニ罰シ方トモ迫ツテ知事ニ乞イタレドモ頑固トシテ承知ナク、弁論強ク 此方不敬ナラバ、大政府ニテ拙者ノ首ヲ切ルトモ罰セラルトモ至当ノ処置アルベシ、畢竟一方ニ任セラレタル者其示方届カヌコトヨリ生ジタルコト故其實ハ拙者ニ帰スルナリト答ノミ故 トテモ此地ニテハ纏マラヌモノト見切り知事ノ書面ヲ取り夫ヨリ飽迄政府ニカ、リ彼辺迄モ其罰ヲ及サセント思ヒ極メタリシカスルト折角是迄貴国政府ニテ一通リナラヌ御待遇ヲ水ノ泡トナン末永ク兩國ノ間ニ不快ヲ留ルコトナリ其レニ就テハ此方ニモ幾分カ角ノ残ルコトニ困リ切ツタル事件起リタリト思ヒントコロ 貴政府ヨリ人ヲ遣ハサレルコトニナリ始メテ安心セシコトナリ ナカナカ地方官ノ謝状位ニテ済ムコトデハナイ因ツテアイセンデッヘル氏ヨリ彼ノ地方官ノコトニ就テ云々ト申立テ政府ヨリ同人へ答へノ趣アリシナレドモ今日充分ニ済ミタレバ其儀ニハ不及（以下略）

〔傍点筆者〕

とあるが、ここに渡辺が皇孫代行中の非行について、たゞ徒らにドイツ側に譲歩せず、自らはその責任を負うという気概氣骨を示しているのを見出すであらう。それ故、この堂々たる渡辺の態度に対して、傲岸なフォン・ゼッケンドルフも、一目おき、これに対する畏敬の念をもつたためであらうか、これほど議論した渡辺に対しては、「大阪府知事ノコトニツイテハ此事済ミタラバ政府ニテ何ニモ御沙汰無キ様願フ云々」と宮本書記官に申入れているのである。

これに反して、東京の政府当局、外務省は、渡辺府知事のこのような頑張りには一顧も与えず、ひたすらドイツ側に逆らうことなく、円満に事をおさめることに腐心するのである。それは次の井上電報でも明らかであらう。

井上は、十四日宮本書記官に対し更に電報して、渡辺知事から事実報告があつても、

グンカンシモチユキ、ベンカイスルハカエツテガイアリ センコク リヨウメイアテノデンボウノシユイニテ ミヨウニチヂウ
ダンゼン ワタナベ モウシアワセ シヨブンスベシ ミヨウニチヲスギテワ フツゴウ（以下略）

と、即時処分を命じている。この結果として、宮本は事を早く落着させるに全力を尽し、「十四日十一時都合よく済みたり」

と返電したのである。ここに謝罪式は挙行されることになったのである。

二月十四日謝罪式は滞りなく済んだが、それについて宮本は外務卿宛左の報告をしている。

十四日午前八時皇孫侍補監長士官等大礼服神戸ヨリ乗車シテ九時大坂へ着ス 鎮台兵礼服ニテ捧銃式ヲ行フ 知事拙者其他迎ヘテ御召車ニ移ル 吹田ステーションヨリ下ル鎮台兵此処ニモ列ナル 夫ヨリ人力車ヲ揃ヘ シヤウチ村八幡社ノ前ニ至リ 椅子テーブルヲ社前ニ設ケ 一同其場所ニ列ナル 見ル者群集ス 吹田ノ戸長礼服ニテ謝辞ヲ申上ル 村民列ナリ拜ス 巡查三人免職ノ申渡済ンテ 吹田ステーションニ帰ル 十時過ナリ 梅田ステーションヨリ人力車ニテ大坂府へ至ル途中 鎮台巡查悉ク通路ヲ警衛ス 見ル者山ノ如シ 大坂府ニテハ書記官始メ大礼服ニテ待迎フ 知事謝状ヲ読ム 警部謝状ヲ読ム 先日大坂ニ談合シ 巡查其他ノ者不敬ノ罪アル者免職又ハ罰法ヲ申渡ス 其式頗ル厳ナリ 続イテ皇孫左ノ辞ヲ述ヘラル 其概略ニ曰ク

「余ハ本月七日ニ生シタル事件ヲ全ク完了シタルモノトナシ 爰ニ宮本氏ニ同氏ノ周旋能ク其結果ヲ呈シタルヲ謝シ 且哀痛ニ堪ヘサル此事件ノ至適迅速ニ完結セシ 貴国天皇陛下政府ニ向テ余ノ深ク感謝ニ堪ヘサル所ナリ 又此ノ件ニ付キ 天皇陛下ノ靦慮ヲ煩ハセシヲ爰ニ重ネテ謝意ヲ表シ 併セテ余カ日本天皇陛下ノ客タリシ以来 其ノ官府ヨリ容易ナラサル注意ト接遇トヲ辱フセシハ此事件ノ為ニ啻ニ消滅セザルノミナラス 毫モ涸濁セサルコトヲ天皇陛下ニ奏聞アラン事ヲ希望ス」 右ノ通り済ミテ帰ル 知事送リテ梅田ニ至ル 拙者ハ神戸迄送ル 兵庫県令亦 大礼服ニテ出迎フ 右ノ如ク却テ立派ニ済ミタレド 実ハ消ヘ兼タル廉ヲ残セリ 且又一検事来ル迄滞留ノ事承知ス 二月十四日夜

このような形で事は納つたのであるが、これには、外務省の出方がすべてドイツ要求を容れるという低姿勢によるにせよ、それには宮内省からドイツ皇孫に対する不敬についての手配方の圧力がかゝつたからでもあると思われる。それを示すのは、神戸より二月十四日午後二時五十分発のゼッケンドルフより在東京独逸公使への左記電報である。

殿下七日困難ノ事件事済ノ義ト被思念候 乃チ 天皇陛下ノ貴政府へ該件ニ付 急速ト適応ノ御処置振ノ為メ御謝礼ヲ被述候

これで、本件は、事件発生後僅か一週間で落着いたことになった。しかしながら、表面立派に片附いたと見えても、宮本のいうように消え兼ねた余殃を残したのである。

(1) この事実関係に関する現地資料は、詳細豊富であり、その殆んどすべては前述の外務省記録の中にあるので、こゝではドイツ側の資料を一部紹介することにする。事件を起したドイツ人側の記録によれば次の如くである。「ハインリッヒは、二月七日デブシツ海軍大尉を伴い、英語を話す日本人二名を通訳としてひきつれて大阪へ狩獵へ出かけたのである。大阪の近郊である禁獵区を通つたとき、鳥を狩り立て何羽かを射とめたのであつた。しかし、これを止め兼ねているところに、かけつけて来た地主と通訳との間に禁獵の鳥を射つたとなじつたことから殴り合いが生じ、もしハインリッヒと従者が通訳をかばわなかつたならば、知らせを聞いてかけつけた巡査に通訳は逮捕されたであらう。」前掲 Prinz Heinrich von Preussen. p. 177. (2) 外務省の公式記録では「独逸国皇孫「ハインリッヒ」殿下遊獵ノ際大阪府吹田村ニ於テ巡査等不敬一件であるが、しかし、そこに不敬という標示がなされているけれども、事件の内容を検討すれば、微行で公式通知がない以上、その不敬と断ずることは失当であらう。事、皇族に關することであっても今日では、独逸国皇孫の不祥事件として明記されるべきであると思われ。何となれば、微行中の外国王族が國法を犯して発砲したことに端を發した紛争で、日本人民に暴行を加えたことに對して、巡査が當然の公務を執行したことは、不敬に當らないと思われるからである。

四 民間への反響

この吹田事件そのものは、大津事件より遙かに軽微な涉外事件であり、世の注目をあびることなく今日に至っているが、この事件のもつ重要性は、時の政府当局の措置が対内的に与えた反響にある。しかもそれが屈折した輻りを残したことであつた。大津事件の方は、少くとも国内的にはかの兒島惟謙の判決によつて有終の美を遂げた。それは事件發生當時の大衝動にも拘らず、政府の奔走が奏功して、ロシア側には後味の悪さを残しながらも一応解決し、政府に對しては恐露低姿勢外交批判があつたにせよ、兒島判決で司法権の独立という大義名分が立てられたことによつて、大団円となつたことは周知の通りである。

それに反して、吹田事件においては、政府の恐独叩頭外交批判が暴露されたのみならず、さらに、それをめぐつてやるせない痛恨を残したのである。明治政府は、ドイツにはあれ程低姿勢であつたのに、対内的にはそれとは打つて變つて高姿勢に転じ、本件取捨のためには犠牲をいとわず、非道きわまる処置に出たのである。政府は、この事件において外国皇族をわが国皇族と同様に取扱ひ、今日のいわゆる超法規措置をとり、ドイツ側には全面的に免罪符を与えたのである。

この事件は、外国皇族に関するものであるので、当局はこれをタブーとして、その報道を差止めたのであるが、その真相が明らかになるにつれ、地元の新聞がまずとりあげたのに端を發し、東京その他各地の新聞が關係記事を掲げるに至つた。しかしその批判を掲載した新聞は、たゞ單に發行停止などの行政処分を受けただけでなく、不敬の故を以て処罰されたことを糾弾した新聞の編輯責任者は罰金のみならず、禁獄という酷薄な刑事制裁まで受けたのである。當時はこのような言論の自由彈圧が罷り通つたのである。日本外交文書にはこの新聞關係記載が欠落しているので、これを補述することを試みたい。

まず、この事件が大坂近郊で起つただけに、程なく大坂日報、大坂新報などの報道するところとなつたのであるが、そのとりあげ方は、はじめ比較的冷靜であつたのが、次第にはげしいドイツ非難、当局の処置に対する批判的態度に變つて来るのである。当局は事實をそのまま記述するにとどめたものについては、後に訂正せしめるという措置をとつたのであるが、しかし、その達しがあつたにも拘らず、なおこれをとりあげた新聞があつた。関西の方では大坂新報、京都日日新聞であり、東京の方では、曙新聞、朝野新聞などがこれを取りあげたのである。事件本元の大阪の方では、最初に、大坂日報が二月十日、左記の社説を出した。

○独乙皇孫ノ銃獵

独乙皇孫ハヒンリイ殿下ハ業已ニ暇ヲ告ゲテ神戸ヲ發セントハ吾人ノ疾ク聞クトコロナルニ怪報アリ 去七日ノ夜我府下西成郡ノ吹田村ニ遊獵シテ銃ヲ發シ村民ヲ驚カシタルヲ以テ最寄ノ警吏行ク 之ヲ尤ムレバ答フルニ独乙皇孫ノ名ヲ以テセリト 吾人ハ之ヲ信ゼズ蓋シ又タ無法ノ髻奴ガ我ヲ恐喝セント漫リニ貴人ノ名ヲ偽ハルモノナリトセシニ探訪者ノ陸統報道スル所ニ依レバ 皇孫ノ乘艦ハ猶ホ神戸沖ニ碇泊シ此日モ正ニ梅田停車場ニ上リ人夫ヲ雇テ発程セラレシニ付 此舉ハ断然其人ノ所為ナルヲ明カニ現ニ神戸領事ト掛合中ナリト云ヘリ 本日ノ雜報ヲ参考セヨ 然レ共我國ノ大寶タル文明國帝ノ正統タル人ニシテ斯ル暴慢ノ行事ナキハ吾人之ヲ信スルニ厚キニツキ姑ク疑ヒヲ闕クベシト雖モ 若シ將タ然ラバ吾人ハ夫ノ「ヘスベリア」号ノ暴行當ナラザルニ付 之ヲ責ムルニ怠ラザルハ言ヲ俟タズ 我政府亦タ之ヲ不問ニ措カレザルハ信ジテ疑ハザル所ナリ 読者乞フ吾人が陸統詳記スルトコロヲ待テ

その二行下の雑報欄には、

○府知事渡辺君には昨朝の一番汽車にて神戸へ趣かれたりこれは独乙皇孫へ面会せらるゝ為ならんと聞えたり

しかし、その翌日の十一日の雑報欄には、

○渡辺知事には昨日も又た神戸へ赴かれたり附て云ふ 昨日紙上に掲載せし独逸皇孫と名乗りし人が殺生禁制の場で銃を発し民を惑はせしやの一件は事実相違の廉も少なからねど世人の往々知事君の此行も全く其為めなど言囃そは太だ間違にして皇孫云々の一条の玆に取消しに致すなり 思うに是れ吾人の論案通り敢て冒名せしことにてあらん然らん

という訂正記事と覚しきものが出されたのである。それは、東京からの指示で、渡辺府知事から記事差止め命令が達せられたからであつて、大坂日報の方は、「陸統詳記」を待てといつていた氣勢はなくなつておとなしくこれに従つたのを示している。

然るに、これと日と同じくして、明治十二年二月十一日刊行大坂新報は次の如き痛論を試みたのである。

独逸皇孫ノ一行銃猟規則ヲ犯シ日本人民ヲ毆打ス

強者弱者ヲ庄セス天理ノ公道ニ基キ人權ヲ重ンジ、互ヒニ救援扶助スルハ、文明社会ノ美德ニシテ、余輩ノ常ニ切望スル所ナリ 然レドモ如何セン 当時真ノ文明国ナキカ 自ラ文明ノ魁首ヲ以テ世界ニ誇ルノ国ト雖トモ動モスレバ已レノ強盛ニ乗ジテ他ノ弱国ヲ庄セントスルノ状ナキニ非ス 是レ腕力社会ノ徵候ニシテ余輩ノ洪嘆ニ堪ハサル所也 然リト雖モ彼 腕力ヲ以テ我ニ接セントス 安ソ我独リ人道ヲ以テ彼ニ接スルヲ得ンヤ 宜シク我モ亦腕力ヲ以テ彼ニ応セザル可ラズトハ 余輩カ曾テ外交上ノ要訣トシテ發議セシ所ナリ 悲ム可シ余輩ハ今此言ヲ実行セサルヲ得サル凶報ヲ聞クノ不幸ニ会セリ

独乙皇孫殿下ハ 昨年六月ニ於テ我日本ニ渡航シ 天皇陛下ニ面謁シ 兩國親睦ノ意ヲ表シ 次テ数月ノ間横浜港ニ投錨セリ 而シテ余輩ハ過日ヲ以テ皇孫殿下ハ神戸港ヲ抜錨シ去リシトノ報道ヲ得タレバ 殿下ハ既ニ本國ニ向テ出帆セシナラント想像セシニ 豈國ランヤ今日ニ於テ殿下ノ一行カ銃猟規則ヲ犯シ 日本人民ヲ毆打シタルノ報ヲ聞カントハ 余輩ハ此報ノ始メ耳朶ニ達スルヤ 例ノ訛伝ナル可シト信シ 一旦之ヲ排斥セント雖モ 世人ノ之ヲ喋クスル者甚タ多ク 加フルニ其事タル我日本帝國ノ榮辱ニ関スル重大事件

ナレハ 黙々ニ附スルニ忍ヒズ 終ニ余輩ヲモ 茲ニ之ヲ論弁スルノ止ヲ得ザルニ会セシメタリ

聞ク所ニ依レハ 去七日午後五時頃洋人 三名銃銃ヲ手ニシ 案内者ヲ引牽シ 府下嶋下郡吹田村地内銃獵禁制ノ釈迦ガ池ニ來リ 小銃等三銃ヲ放ツ 武名ノ農夫ハ此体ヲ見ルヨリ直チニ馳セテ西洋人ノ側ニ到リ 説クニ此地銃獵ノ禁制ナルヲ以テス 洋人(昨日ノ雜報欄内ヲ参考セヨ) 農夫ヲ侮リ 或ハ指ヲ以テ農夫ノ鼻ヲ弾キ 或ハ答ヲ以テ農夫ノ肩ヲ毆打シ或ハ靴ヲ以テ腰骨ヲ蹴リ 出血淋漓地上ニ滴ル 此ノ時農夫走テ採薪ノ為メ山林ニ往ク者ニ告ク 此ノ徒相集ル数拾名 其中人アリ馳セテ事情ヲ分署ニ訴フ 巡查來テ洋人ニ告クルニ警察署ニ件ヲ可キヲ以テス 洋人行クヲ肯セス 問答數十分 終ニ府庁ニ往ク可シト謂フ 於是乎巡查洋人ヲ誘テ府庁ニ來ル 洋人府知事ニ面談セント請フ 宿直對テ曰ク 府知事既ニ退庁ス 先ヅ君ガ姓名ヲ示セ我レ之ヲ以テ府知事ニ通セン 此時彼洋人色ヲ變シ謂フ 余ハ独乙皇孫ナリト 次テ數回ノ問答ヲ經シトノコナル 府庁ノ機密固ヨリ其詳細ヲ知ルニ由ナシト雖モ 直チニ神戸港ニ歸リ 當時十八番館ニ滯留シ 府知事渡辺君ニハ去ル八日右談判トシテ神戸港ニ赴カレタリト

此説ヲシテ果シテ真ナラシメハ 府庁ニ向テ自ら独逸皇孫ナリト明言セシ上ハ 去ル七日府下嶋下郡吹田村ニ於テ我日本帝國ノ銃獵規則ヲ犯シ 我日本帝國ノ人民ヲ毆打セシ者ハ歐州大陸ニ文明ノ魁首ヲ以テ誇ル所ノ堂々タル日耳曼皇孫ハインリー殿下(原文ママ)ノ一行ニ相違ナク 實ニ此拳ハ天理ノ公道ヲ棄テ、我ヲ犬馬視シタル暴拳ニシテ 我國民ニ無礼ヲ行ヒシナリ 日本帝國ヲ辱シメシナリ 奚ソ之ヲ不問ニ附スルニ忍ビンヤ 然ルモ此拳ヲシテ尋常日耳曼人ノ行為ニ出テシメハ 歐米ノ文明國ト雖モ偶々粗暴人ナキ能ハス 是レ人間世界ノ免レサル所ナレハ 余輩ハ之ヲ粗暴人ノ所為トシテ之ニ銃獵規則第十五條 諸規則ヲ犯スニ詐僞脅迫ノ舉動アル者ハ 本律ニ依リ從重科断スニ問ヒ 第十九條ニ掲タル貳拾円ノ罰金ヲ科シ 日耳曼公使ニ照會 日本國ノ毆打律ニ処セハ 余輩人民ヲ不十分ナカラモ満足ス可シト雖モ 今回ノ拳ハ尋常暴人ノ処置ニアラス堂々タル独乙皇族殿下ノ一行ナリ 又過誤失策ニ出テシニモ非ス 有心故造ニ出シナリ 加フルニ日耳曼政府カ我帝國ヲ辱シメシハ此一拳ニ止ラス 苟モ愛國ノ念慮アル読者ハ必ラス記憶スルナラン 昨明治十二年七月十四日相州長浦ニ於テ 日耳曼船ヘスベリア号カ日耳曼公使ノ命ニ依リ 我國ノ檢疫法ヲ破リ横浜港ニ入りテ 乘客及ヒ荷物ヲ陸揚セシヲ 此時我軍艦カ断然ヘスベリア号ノ発着ヲ拒マサルハ當時愛國者ノ痛惜セシ所ナリ 而シテ我政府ハ日耳曼國ニ向テ其非ヲ督責セサリシニ非レトモ日耳曼政府ハ天理ノ公道ヲ棄テ 自國ノ強盛ニ頼ミ 我ヲ弱國ト侮リ 非理ニモ治外法權ヲ主張セリ 米國前大統領猶ホ且其非ヲ咎ム 其暴拳タル知ル可キナリ 是レ余輩ノ憤懣措ク能ハサル所ナリシ(未完)

東京の方では朝野新聞が事件二日後の二月九日は、欠号になつてゐるが、二月十三日の雜録に、

赤髻ノ生意氣

髻、ハ、赤、キ、ガ、故、ニ、貴、カ、ラ、ズ、智、有、ル、ヲ、以、テ、貴、シ、ト、ス、ト、是、レ、幼、童、ノ、読、ム、日、本、リ、イ、ド、ル、ニ、載、セ、タ、ル、名、言、ニ、ソ、有、ル、夫、レ、髻、ノ、赤、キ、國、人、ハ、開、明、ノ、道、理、ヲ、熟、知、シ、テ、才、智、ニ、高、カ、バ、コ、ソ、貴、ビ、テ、モ、善、ケ、レ、唯、其、ノ、髻、ガ、赤、シ、ト、テ、何、ノ、役、ニ、カ、立、タ、シ、然、ル、ニ、近、比、我、邦、ニ、舶、来、ス、ル、赤、髻、連、中、ニ、ハ、往、々、三、文、ノ、直、打、モ、無、キ、野、蠻、流、ノ、人、物、有、ル、ハ、我、ガ、國、人、ノ、皆、能、ク、知、ル、所、ニ、シ、テ、必、ズ、シ、モ、新、録、子、ノ、惡、ル、口、ヲ、待、タ、ズ、シ、テ、明、カ、ナ、リ、サ、レ、ド、其、ノ、中、ニ、於、テ、新、聞、デ、モ、書、ク、人、物、ハ、少、シ、ク、物、ノ、道、理、ガ、分、カ、ツ、テ、居、ル、可、シ、ト、我、々、ハ、猶、買、ヒ、カ、ブ、リ、居、タ、ル、ニ、存、外、左、様、デ、モ、無、キ、様、ナ、リ、（以下略）

という記事が出たのであるが、これは吹田関係記事差止めを受けたことに反撥しての言辞かにとれるが、成瀬柳北主筆の下に末広鉄腸を擁して人氣絶頂にあつた朝野新聞は、その禁を犯して二月二十五日敢然と次の如き論説をかかげたのである。

我レ外人ニ無礼ナルカ外人我ニ無礼ナルカ

大坂警吏数人ハ独逸皇孫ハインリヒ殿下遊獵ノ帰途登庁ノ際又ハ其ノ出遊先キニ於テ敬礼ヲ失シタルヲ以テ或ハ罰俸ニ処セラレ或ハ免職ト為レリ、是レ本社新聞第九百二十八号ニ大坂発兌ノ新聞ヨリ抜萃シテ遍ネク看官ニ報道セシ所ナリ、噫、看官諸君ハ此数行ヲ読下セシヤ果シテ何等ノ感覺ヲ其ノ胸裏ニ生起セシヤ我儕ハ為メニ無限ノ疑惑ヲ起シ又無限ノ慷慨ヲ生ジ遂ニ一言スルノ已ムヲ得サルニ至レリ

夫レ意アツテ罪ヲ犯ス之ヲ有心故造ト云ヒ、意ナクシテ罪ヲ犯ス之ヲ過失ト云フ、齊シク是レ罪ナリ、而シテ有心故造ヲ以テ之ヲ過失ニ比スレバ、其ノ輕重蓋シテ年ヲ同ウシテ語ルベカラザルナリ、彼ノ大坂警吏ガ犯セシ所ハ果シテ有心故造カ我儕ノ聞ク所ヲ以テスレバ、警吏ハ当日ノ倉卒ニ出タルヲ以テ其独逸皇孫タルヲ知らズ、遂ニ敬礼ヲ失ナヒシ者ナリト其レ或ハ然ラン、抑モ我ガ日本警吏ニシテ我ガ皇族大臣參議ヲ見ザル者スラ多シ況ンヤ外国ノ皇族ヲヤ、若シ我ガ皇族大臣參議ガ時トシテ郊野ニ微行シ従者一二人伴侶ノ如ク朋友ノ如ク相話シ相戯レテ過グルニ当テハ常ニ其風貌ヲ認知セザル者誰レカ其皇族大臣參議タルヲ思ハンヤ、独逸皇孫ノ此行亦固ヨリ微行ノミ遊戯ノミ大車肥馬ニテ衝騎其ノ前後ヲ擁スル者ニ非ズ、五六ノ同國士官及ビ日本通弁ト共ニ銃ヲ携ヘテ田野ヲ徘徊セシナリ我ガ警吏ニシテ途ニ之ニ遭逢スルモ只碧瞳紅髮ノ人ヲ以テ之ヲ見シノミ、何ニ由テカ其ハインリヒ殿下タルヲ弁ジ得ンヤ然ラバ、則チ大坂警吏ガ皇孫ニ對シテ敬礼ヲ失ヒタルハ決シテ有心故造ニ非ザルヲ知ルベキナリ、古諺ニ曰ク白竜モ魚服スレバ、漁夫ノ侮リヲ受クト、皇孫左右ノ人ニソ能ク此語味ヲ解セバ、假令我ガ警吏ヲシテ敬礼ヲ失ナフ有ランムルモ何ゾ深ク之ヲ尤メシヤ、然ルニ大坂府庁ハ其警吏ガ独逸皇孫ニ敬礼ヲ失ヒタルヲ以テ五人ヲ罰俸一月ニ処シ八人ヲ免職シタリ、我儕ノ疑惑スル所即チ是レナリ

邦律ヲ按ズルニ其官吏公罪罰俸例ニ凡ソ官吏公罪及ビ過誤失錯ノ罪ヲ犯シ懲役一年ニ該ル者ハ罰俸一月トアリ而シテ今大坂警吏ノ罰俸一月ニ処セラレタル者ノ罪状如何ト顧ルニ一ハ皇孫遊獵ノ帰途ニ登庁アリシ際速カニ之ヲ府知事ニ報知スルヲ怠リシガ為メニシテ一ハ出庁ノ際皇孫ニ敬礼ヲ失ナヒタルガ為メ也我儕ガ阪地ノ新聞紙上ニ於テ了知スル所ニ因レバ、當日皇孫一行ノ人ガ庁ニ至リ知事ニ面会ヲ請ハル、ヤ在庁ノ吏人一モ其何人タルヲ知ル者ナク教輩ノ洋客ガ其中ニ在ル一個ノ年少者ヲ尊敬スル体アルヲ見テ奇異ノ思ヒヲ為シタリト、苟クモ此説ヲシテ信ナラシムレバ、之ヲ府知事ニ報知スルヲ怠リ及ビ敬礼ヲ失ナヒシガ如キハ亦事情ノ已ムヲ得ザル者ニ非ズヤ、然ルニ之ヲ懲役一年相当ノ罰ニ処スルハ果シテ適當ノ処断ヲ得タル者ナルカ、而シテ彼ノ免職セラレタル警吏ノ如キハ同ジク是レ過失ノ罪ナルベキニ何ゾ之ヲ官吏罰俸例ニ當テ、罰スル事ヲ為サザルヤ、苟モ過失ノ罪ヲ犯セル者ヲ以テ其職ニ置ク能ハズトスレバ、天下復タ一人ノ官職ニ適スル者無カルヘキナリ、

然リト雖ドモ他ノ一方ヨリ之ヲ視レバ大坂府庁ガ警吏ノ罪ハ有心故造ナルカ過失ナルカヲ問ハズ之ヲ嚴重ノ罰ニ処スル彼ノ如キハ独逸皇孫ヲ尊重シ我ガ同盟國タル日耳曼ヲ崇敬スルノ極ニ出タリト為サザル可ラズ、皇孫ハ勿論其父皇帝及ビ政府ヲシテ之ヲ聞カシメバ蓋シ必ズ我ガ日本國ノ交誼ヲ重ンズルノ所為至ラサル所ナキカ賞歎セズンバアラザルナリ、噫噫我邦ノ独逸ニ對シテ為ス所已ニ此ノ如シ独逸ノ我邦ニ對スル所為亦常ニ交誼ヲ重ンズルニ出ヅルカ、否ナ決シテ然ラザルナリ、讀者ハ必ズ記憶スベシ、客歲夏時我邦西部ノ各地ニ於テ虎列刺病ノ流行ヲ為スニ當リ我ガ政府ハ其ノ病毒ヲ防制シテ成ルベク他ニ延蔓セザラシメ以テ數千万人ノ生命ヲ保全セント欲シ乃チ海陸ニ虎列刺消毒所ヲ設ケ遍ク内外國人ニ告知シテ其規則ヲ遵奉セシムルヲ要セリ、此時ニ際シ独逸國船「ヘスベリア」号ハ其横浜へ航行ノ路次ニ當時虎列刺流行地タル神戸へ立寄り同所ニ於テ若干ノ荷物ヲ積ミ入レ日本人夫ノ船内ニ出入セシノミナラズ本船ノ水夫モ亦或ハ上陸シテ遊歩ヲ為シタル者アリ、故ニ此船東京灣ニ向ツテ觀音崎ニ達スルヤ我ガ巡警ノ軍艦ハ之レヲ護送シ長浦消毒所ニ至リ既定規則ニ從テ十分ノ消毒法ヲ行ハシメント為セリ、然ルニ横浜ノ独逸領事ガ自國医員一名ヲ從ヘ長浦ニ往テ「ヘスベリア」号ヲ檢シ船中毫モ虎列刺感染ノコナケレバ速ニ消毒法ヲ許ルサルベシト言フ、而テ我ガ官吏ノ政府既定ノ消毒規則ヲ確守シテ容易ニ其請ニ從ハザレバ則チ曰ク是レ東京駐在獨逸公使ノ命ナリト遂ニ同國軍艦ヲシテ之ヲ護衛シ横浜ニ至ラシメタリ、蓋シ虎列刺ノ横浜東京ニ感染スル此時ヨリシテ漸ク盛シナルニ因テ之ヲ觀レバ安シク「ヘスベリア」号ガ其ノ惡毒ヲ神戸ヨリ送致セザリシヲ知ランヤ然ラバ則チ独逸公使ノ此命ト領事軍艦ノ此拳ハ齎ニ我ガ日本帝國ノ体面ヲ凌辱スルニ止ラズ我ガ同胞數千万人ノ生命ヲ危クセシ者ナリ之ヲ無礼トヤ云ハン之ヲ不理トヤ云ハン、且ツ其ノ之ヲ命ジシヲ為スヤトシテ有心故造ニ非ザルハ無シ、若シ之ヲ以テ我ガ大坂警吏ノ皇孫ニ對スル過失ニ比スレバ其懸隔何ゾ齎管壤ノミナランヤ、我ガ警吏ハ此過失ノ罪ニ因リ或ハ罰俸或ハ免職ヲ蒙ルモ彼ノ有心

故造ノ事ヲ為シタル独逸公使等ハ未ダ嘗テ其本国政府ノ咎メラ受ケズ。是レ亦何等ノ不權衡ゾヤ。我が政府ハ己ニ德ヲ以テ恨ミニ報イタリ。独逸政府ハ猶ホ恨ミヲ以テ德ニ報イントスルカ。我儕ノ慷慨止ム能ハザル者即チ是ノミ

この論説は警官が不敬の故を以て処罰されたことを難ずると共に、ドイツがかつて犯したコレヲ予防法規無視を糾弾することにも向けられている。これと稍ニニュアンスを異にするが東京曙新聞もまたこれをとおりあげた。まづ二月十三日雜報欄には、

○昨日一二の新聞に茫と記載せし独逸皇孫が大阪府下吹田地方を逍遙中何者か皇孫へ対し失敬を働きたるとの事は。去る七日午後外国人四名が四名の内国人を引連れ池田茨木辺に遊獵の折岸部の釈迦ヶ池に浮びし鴨を打しに該池へ兼て殺生禁止の場所なれば土地の百姓より直に茨木交番所へ告訴せりしかば早速査官出張して取糺されしに外国人は却て大に憤り其案内の百姓を打擲等に及びしかば巡查の黙止難く其姓名を尋ぬれ共言語不通にて彼これする内に彼れかなわずとも思ひけん南をさして逃行にぞ査官ハ夫々手筈を定め追馳けて行く遂に天神橋筋にて追付き姓名を尋問せしに彼等は今は免れかたしと思ししや府庁に到り知事に面話せんとて共に同行せしが豈凶らんや彼の外国人の内には客年来遊されたる独逸皇孫殿下並に同国軍艦長等もありて容易ならざる事件なるにや昨今領事へ掛合中のよしなり

また二十一日には、関係者処罰の詳報を次の如くかかっている。

本月七日大阪府下吹田村字吹田釈迦ヶ池に於て独逸皇孫殿下遊獵の節巡查の咎めらるる一件へ前号に記載せしが右に付關係の警部巡查ハ去る十四日左の申渡ありたり

八等警部 藤井秀雄

等外二等主任新見正巳

其方本月七日当庁宿直候処独乙皇孫ハインリヒ殿下遊獵帰途御登庁ノ際速ニ知事ニ報道スヘキ処其儀ヲ怠り不都合ノ至リニ付罰俸一ケ月申付候事

九等警部 藤井雅太

十等警部 大隈寛次郎

雇警察掛リ 佐久間 緑

候事 其方儀本月七日独乙皇孫ハインリヒ殿下遊獵帰途御登庁之際宿直報知ニ因リ出庁之処敬礼ヲ失シ其段不都合之至ニ付罰俸一ヶ月申付

二等巡查 河野常見

三等巡查 岡竹真定

同 山本 蔵

其方儀本月七日吹田村字釈迦ヶ池近傍人民ノ告訴ニ依リ出張ノ際独乙皇孫ハインリヒ殿下遊獵ノ一行ヘ対シ敬礼ヲ失シ不都合ノ至ニ付職務差免シ候事

二等巡查 一宮真興

三等巡查 野呂鼎太郎

同 伊藤弥吉

同 佐々木吉松

同 河野 齋蔵

其方儀本月七日独乙皇孫ハインリヒ殿下御帰途茨木警察署報知ニ因リ出張敬礼ヲ失シ不都合ノ至ニ付職務差免シ候事

朝日新聞社

浪華叢談兼段具佐

本月七日独逸皇孫吹田村遊獵云々ニ関スル事件ハ掲載不相成旨予テ警察本署ヨリ相達シ置候通堅ク相守ルヘク此段更ニ相達シ候事但該事件既ニ掲載事実相異ノ廉ハ夫々正誤致スベシ

又学務課よりは左の通り達されたり

独逸皇孫事件ハ一切掲載不相成儀ニ候得共

右件ニ付当府吏員ノ内懲戒等ノ儀ハ掲載差支無之候間此段為念申入候也

右の一件に付渡辺大坂府知事より独逸皇孫殿下へ差出されたる文面は左の通りなりとぎく

府下新聞紙上事実相異ノ廉ヲ報告シ且皇孫殿下ノ荣誉ニ関スベキ文字ヲ載セタル旨御問責ノ処右ハ之ヲ法衙ニ移シ我国法ヲ以テ処分ス

ル外無之此段上申ス

次いで二月二十五日、この曙新聞は朝野新聞に対抗するかの如く次の巻頭社説を出している。

○日耳曼皇孫ノ遊獵

日耳曼皇孫ハインリヒ殿下ノ神戸港ニ滞在在ラセ給フヤ去ル七日大坂府轄下岸部ノ釈迦ヶ池ト称スル禁獵ノ場所ニ獵セラレシニ当テ查官ノ咎ムル所トナリ事終ニ穩便ニ帰スル能ハズ大坂府知事ノ弁解スル所アリシモ其事理貫徹スル能ハズ 終ニ大政府ノ関係スル所トナリ 外務大書記官宮本小一君ノ下坂ニ及ンデ漸ク其紛議ヲ調理セント云フ 其概略ハ去ル十三日ノ雜報欄内ニ登載セシノミナラズ併セテ去ル廿一日ノ紙上に其際殿下ニ敬礼ヲ失セシ故ヲ以テ巡查ノ職務ヲ免セラレシ者八名罰俸五名ノ辞令宣告ノ両文ヲ掲載セシヲ以テ読者ハ必然其事アリシヲ察知セシナラン 然ト雖モ如何ナル談判ヨリスノ如キ結末ニ至リシヤヲ了知スル者ハ蓋シ罕ナルベキヲ以テ吾輩ハ更ニ其顛末ヲ在坂ノ通信者ガ報道セシ所ニ從ヒ紙上ニ登記セント欲スルモ事故アツテ未ダ果サザリキ 去レ其此事ニ関シテ世論甚ダ穩カナラズ 或ハ政府ノ処分其當ヲ失セシトシテ憤懣怒氣ノ言ヲ発スルアリ 或ハ外務省ノ処置ヲ難ジテ從順卑屈ノ極ナリト云フアリ 紛々トシテ帰着スル所ヲ知ラズ 故アル哉 此事件ヤ慷慨烈者流ヲシテ勿卒ニ聞知セシメバ怒髮忽チ天ヲ衝キ悲憤慷慨措ク能ハザルガ如キ者アルニ於テヲヤ 然ト雖モ債々其顛末ヲ考究スレバ敢テ勿卒ニ此ノ如キ感慨ヲ発スベキニ非ルナリ 吾輩之ヲ聽ク日耳曼皇帝陛下ノ叡明無比ノ聖王タリト 然ラバ他日陛下ト自ら其理非ヲ存スル所ヲ明断アラセラレテ却テ今日ニ暴言以テ怒氣ヲ散セントスルガ如キ内閣論者ヲシテ其明德ヲ感謝セシムベキノ日ナシトモスベカラザレバナリ 是ヲ以テ吾輩ハ之ヲ憤激スベキモ亦タ其明德ヲ感謝スベキモ是レ敢テ此事件ヲ發出セシ今日ニ在ラズシテ必ズヤ其他日ニ存スル所以ヲ辨ジテ聊カ慷慨激烈者流ガ一朝ノ憤恚ハ終ニ外交ノ秘事ヲ語ルニ足ラザル所以ヲ知ラシメントス

抑皇孫殿下ノ池田茨木辺ニ遊獵在セラレ、ノ当日ハ從臣海軍少將某君外、將校一名都合四名日本人四名ヲ從ヘテ（此日本人ハ車夫ナリトカ聞ケリ）其辺ヲ徘徊シ給ヒ（尤モ微行ニシテ尋常外人ノ装ヒニ外ナラズト云フ）則チ彼ノ禁獵ノ釈迦ヶ池ニ至リ群鳥ヲ狙撃セラレシニ其砲声ヲ聞テ近傍吹田村ノ農民ハ急ニ之ヲ制セントスレ共能ハズ走りテ某警察署ニ訴ヘ巡查ノ咎ムル所トナリシ次第ハ予テ記載セシガ如クニシテ終ニ殿下ヲシテ大坂府廳ニ誘ヒ申セシ其順路ニ在テ言語固ヨリ通セズ誰カ其堂々タル日耳曼帝國ノ皇孫殿下ニ在ハシマス事ヲ弁知セシ者アルベケンヤ 故ニ農民ハ論ナク巡查ト雖モ其間尋常ノ外人ニ対スルノ応待ニ過ギズンテ畢竟皇孫殿下ニ対スルノ敬礼ヲ失セシヤ言ヲ俟タズト雖モ聽ク所ニ抛レバ殿下ノ從臣中亦タ彼発砲ヲ制セシ農民ニ酷タシキ暴行ヲ加ヘシト云フアレバ出張ノ查官モ亦タ其挙動ヲ聞知シテ殊更ニ不快ノ念ヲ發セシナルベシト推想セザルヲ得ズ其敬礼ヲ失セシモ亦以テ甚シカリシヲ察スベキナリ然

リト雖モ吾レ聴ク其際大坂府知事ハ自ラ其失礼ヲ殿下ノ一行ニ謝スルヤ丁寧懇篤極リシト而シテ殿下ノ一行ハ府知事ノ言ヲ容ル所ナク更ニ電信ヲ以テ我が大政府ニ迫ルニ過激ノ言ヲ以テセシヨリ乃チ宮本外務大書記官ノ下坂アリテ殿下ノ一行ノ指令スル所ニ從ヒ殿下自ラ吹田村ノ村社ニ出張アラセラレ其農民ヲ土上ニ平伏謝罪セシメ其面前ニ三名ノ巡查ヲ牽出シ殿下ニ対スルニ尋常ノ外人ヲ待遇セシノ科ヲ以テ直チニ免職ヲ達セラレシト云フニ及ンデ世人ハ直チニ其処分ヲ以テ言語同断ナリトナシ外務官吏ノ怯懦卑屈ヲ憤リ過甚ナルニ至リテハ芥景公涙出而妻於呉青衣行酒晋帝吞声ノ恨ハ我が日本ニ及ヘル乎ト大声疾呼スルニ至ル其慷慨心ハ称スベシト雖モ是等ノ輩ハ未ダ外交ノ真理ヲ知ラザル者ト云ハンノミ

吾輩ノ言ヲ俟タズシテ世人ノ親シク知レル如ク日耳曼皇孫ハインリヒ殿下ハ我が日本國ノ貴賓ナリ貴賓ヲ待遇スルノ礼ハ道理ヲ述ブベキニ非ズ権理ヲ主唱スベキニ非ルナリ凡ソ主人ノ賓客ヲ遇スルノ趣旨ハ万事客意ヲシテ満足セシムルニ在リ然ラバ待遇ノ間客ノ或ハ主人ニ対シテ暴行暴言センシ主人憤然トシテ其言行ヲ責ムルニ至ラバ是既ニ賓客待遇ノ主義ニ反対シテ親睦ノ趣旨ハ却テ不和ノ原タルベシ此ノ如クンバ寧ロ賓客ヲ以テ待遇セザルニ若カザルナリ吾輩斯ク言ハバ論者更ニ問フアラン然ラバ既ニ賓客タラバ如何ナル暴行モ主人ニ対シ厭フ所ナシトセンカト吾輩更ニ之ニ答ヘテ弁明スル所アラント欲スルニ由リ読者請フ姑ク忍ンデ之ヲ聞ケ(未完)

この曙新聞は、大阪の地元新聞に較べて頗る穏やかな筆致であつたのに拘らず、これも亦後に二月二七日から三月三日まで発行停止を命ぜられたのである。いかにこの当時当局が本件に過敏であつたかを知ることが出来よう。

しかし、大坂新報の方は、上述のような筆勢で正論を展開したために、法廷に告訴され、松平編輯長は、大阪裁判所で禁獄一年の刑に処せられ、また罰金三百円も課せられたのであつた。大坂日報の松井信次郎は禁獄五ヶ月罰金一五〇円を課された。その量刑が軽かつたのは取消すべしとの其筋の達しを忠実に守つたからである。京都日日新聞の赤松幹に対しても、禁獄五ヶ月罰金百五十円の刑を京都裁判所から言渡された。それは、次の記事を二月一四日第三二九号にかゝげたからである。

独逸皇孫我國禁ヲ犯ス

諸君ハ独乙國人ヲシテ如何ナル國人ナリト思フヤ 親睦交誼実ニ我日本人民ニトリテノ良友ナリトスル歟 将タ与ニ語ルニ足ラズトス

ル歟 吾人ハ独乙国人民ヲ視テ良友トセザルノミナラズ 實ニ仇敵視セサルヲ得サルナリ 見ヨヤ我日本独立帝國ニ対スルニ如何ナル挙動ヲカナス 暴行極マツテ我國権ヲ凌辱スル一ナラザルナリ 曩キニ神奈川検疫規則ヲ敗ツテ我國人民ニ輕侮スルノミナラズ 貴重ノ国権ニ幾許カノ汚点ヲ与ヘ 今亦日本國法トシテ銃猟ス可ラザル所ニ銃猟シ我國法ヲ犯シテ再ヒ國権ニ汚点ヲ加ヘントハ

抑モ和親條約ハ如何ナル者ゾ 万国公法ハ如何ナル者ゾ 互ヒニ相親ミ相結ヒ相互ノ便ヲ計ツテ貿易ヲ通シ共ニ其利ヲ得シガ為ナリ 若シ又コレニ違フトキハ万国挙テコレヲ討チ條ヲ糺シテコレヲ責ムベキナリ 其罪ヲ問フベキノ公法ナリ 罰ヲ受クベキノ約束ナリ 斯ノ如キハ独乙人民ヨクコレヲ知ル 我國人民モ又ヨクコレヲ知了スベシ 然ルニ何ゾ是ニ出ス因循過キ去テ今日ニ至リ未ダ其処置如何ニ落着レタル乎ヲ聞カザル間ニ 凶ヲザリキ 今又独乙皇孫ノ我國ニ來ルアツテ其親睦ヲ表スベキ其人ニシテ 再ビ我國禁ヲ敗ラントハ 吾人コレヲ聞クニ及ンデ淚數行下リ如何ナレバ独乙國人ノ我國ニ対スル斯ク迄無情ナルヤヲ歎シ 又其條約ト公法トヲ守ラズシテ暴戾ナルニ切齒セザルヲ得ザルナリ

去八日独乙皇孫ガ從者四名ヲ具シテ池田茨木辺ヲ遊獵スルトキ 岸辺釈伽ヶ池ニ浮ヒ居ル鴨ヲ見ルヨリ直チニ駈セテコレヲ發砲シタルバ 村民此音ニ驚キコレヲ警吏ニ訴フルヨリ巡查來ツテコレヲ捕ヘントセシニ 却テ村民ノ訴フルヲ怒リ 警官ノ前トモ思ワス愚民ヲ捕ヘテ妄ニ打擲シ 更ニ警吏ノ言ヲ用キザレバ 又他ノ警吏來ツテコレヲ取抑ヘントセシニ走り去テ其影ヲ隠サントセシヲ漸ク中途ニシテ追付 其名ヲ問フテ始メテ皇孫ナルコトヲ知リシカドモ 其假ニシテ捨置コナラズ 又皇孫ハ該地ノ銃獵禁制ナルヲ知ラズ且逃レテ神戸ニ至ラントシタルモ 早クモ警察署ヨリハ汽車ノ切符ヲ此人ニ売ルコトヲ制シタレバ 切符ヲ買得テ神戸ヘ逃去コトノ出來ザルヲ怒リテ切符ヲ売ラザルハ旅行人民ノ妨害ヲナスナリ勝手氣假ニ警察署ヨリ之ヲ制スルコトアリトイフ未タ日本法令アルヲ聞カズ 此旨渡辺府知事ニ面會シテ詰問セント 午後六時頃巡查ト共ニ府庁ニ至リタレド 已ニ府知事ニハ退庁ノ後ナレバ是非ナク此時ハ退キタレド 今日ニ至リテ領事ト掛合最中ニシテ實ニ六ヶ敷ト聞ク

吾人ハ此事ヲ聞クニ及ンデ 独逸國人民ハ無理無法ノ鳥獸國人民ナル歟ノ嘆聲ヲ發スルヲ覺ヘザリシ 實ニ人面獸心ト云ザルヲ得ザルナリ 始メ皇孫ノ我國ニ來ル 其東京ニ在ルヤ待遇渥カラザルニ非ザルナリ 其歡心ヲ得ンガ為メニハ態々演劇迄ヲナシテ優待シ 鄭重ニ鄭重ヲ加ヘ 西京ニ來ルモ人民コレヲ迎ヘテ山鉾ヲ一覽ニ供スル杯 コレ皆外交ヲ重ンジ親睦ヲ表センガ為ナリ 然ルニ奈ゾ独乙國人ノ我國ヲ仇敵視シ 動モスレバ我法規ヲ敗ツテ國人ニ凌辱ヲ与ヘントスル 皇孫其人ニシテ斯ノ如シ 嗚呼嘆カシイ哉 我ハ正道ヲ以テスレバ彼レハ暴ヲ以テス 吾人ハ其訴フル所ロヲ知ラザルナリ 若シ又此事ニシテ罪ヲ皇孫ニ問フコトナレバ 重々我獨立ノ日本帝國ニ汚点ヲ加フト云フ可キモノナリ 宜クコレガ所ロヲ為ザル可ラザルナリ 其肯セザルニ及ンデハ只公法ニ依頼シテ徹ヲ万国ニ

移シテ共ニ其罪ヲ糺サズンバ 后チ又以テ如何ナル汚辱ヲヤ蒙ラン 略ニ当ルモノソレ勉メザル可ラザルナリ

このほか、伊勢新聞なども、関係記事をかゝげたために、発行停止の行政処分を受けている。内務省から外務省宛の左記の文書はこれを示している。

乙第二百七十五号

三重県下発行伊勢新聞第四百三十号 本月発
三日兌社説 独逸皇孫遊獵一件ヲ論難スルノ廉當ニ国安ヲ妨害スルノミナラス外交上多少ノ障碍ヲ生
シ不都合不尠候付本月十二日発行停止同十七日解停候間此段為念及御通知候也

内務省図書局長

権大書記官

明治十三年三月十九日

外務省書記官

御中

五 大阪官憲の反応

この民間における反響に劣らず重要なことは、政府のとつた措置に対して、警察関係、検察関係から批判が起つてゐることである。いうまでもなく、大津事件は、そのスケールにおいて本件と比較を絶するほど大きい。しかしながら、その対内的意義に関する限り、大津事件がかの児島惟謙による司法権独立の象徴とされるならば、この吹田事件にもこれと同じ文脈において、政府の超法規的措置に対して司法部の批判があつて然るべきであつたといえよう。不幸にして明治一三年にはその機は熟していなかつた。この点は、国力の充実していなかつた時代的背景からも酌量されるべきであらう。

それにも拘らず、この政府批判の兆しを随処に見出すことが出来る。まず第一は、本件をめぐつて政府が指揮権を発動して大阪府の警官を大量処分したことの余波である。すでに渡辺大阪府知事は、この事件を妥結の一手手前まで運んだのに、外務省の介入でそれが水泡に帰し、その管轄下の関係者を救済することが出来ない結果に終つた。自らも不名誉な謝罪式を奉

行せざるをえなかつたのみならず、事実と相違した公文書まで出さねばならなかつたのは、不本意なことであつたにちがいない。端的にいうならば、大阪府の官憲すなわち内務省官僚は、東京の政府当局すなわち外務官僚の圧力に屈伏したわけである。事実において、大阪府知事は外務書記官の前に譲歩しなければならなかつた。そのしこりが残らなかつた筈はない。例えば、大阪府警本部から外務省宛の上申報告は、事実関係を詳細に報告する中に、穩健な表現をとりながらも正論を述べ、本件の処置に対して抵抗を示している。それを示すのは左記の警視本署詰からの提出書である。

独逸皇孫ハインリヒ殿下吹田村遊獵之際土民等不敬ニ涉候一件ニ付テハ今便外務卿殿へ大阪府ヨリ相渡シタル書類一束進呈仕候間イサイハ右ニテ御承知被下度候 然ルニ大阪府ヨリ東京へ既ニ藤井警部差立候由ニ付惣テ其始末モ御聞取ニ可相成今更下官之贅言ヲ要セサル儀ニハ候得共 其実大阪府知事ト皇孫一連之者ト當日之是非曲直ニ付テハ知事ハ充分我レニ理アリト見做シ夫レカタメ弁解旁上京可致積之由下官へ申聞只管彼レハ強國ヲ恃暴ニ圧迫スル様ニ思取居条約改正之大事ニ臨ミ可成風波ヲ不起様ニト外務省ニテハ理非之如何ヲ不問無法ニモ彼方へ謝罪スベシト知事へ号令セン様ニ思取候様子ニ候得共 下官ハ只彼知事ニ説クニ兎ニ角早ク謝シテ此一件大阪地方ニテ取纏様可取計左モナケレハ大事ニ相成ル旨云々屢勸説候而已ニテ条約改正ニ就テ云々ト申事杯ハ一言モ申出タル事ナシ 夫レハ暫ク置今度之一件独乙皇孫大阪府へ来リタル以来知事之接遇方ニ付跡ヨリ追論スレハ知事ニハ別ニ何様之明論有之哉モ難計候得共先其一件書類ト応接書丈ケニ付一閱上之愚見ヨリ考候得ハ論点ノナキニアラス 今其証ヲ挙グ（以下略）

〔傍点筆者〕

これは通訳の証言をひいて、「其目前ニ在ル一少年ハ独乙皇孫タルヲ明知セシ事確然タリ云々」として、流石にここでは上司への公然たる反論はしていない。また、公務執行の巡査が免職になつたことについて、大阪府一等警部大日向清緝の手に成る上申書は、痛恨の心事を次の「警察上取扱上申」に託して、ハインリッヒ一行の非行をつぶさに描いている。「独乙皇孫葛藤一件上申」には、

巡査ノ胸ヲ衝キ動モスレハ暴拳ニ及フヘキ景況モ有之又ハ随行ノ日本人姓名ヲ問ヒシモ只日本人姓名申スニ及ハストノ一辭ニ止リ他言ニ及フヲ得サル折柄曩ノ手帳記載ノ外国人「ミナミケンチョウ」ヘト而已ニテ手ヲ引キ強誘ス 其際モ姓名等尋問候得共前陳ノ如ク痛拒候ニ付多人數ニモ不及儀ト存シ（中略）若シ巡査不都合アラハ我等巡査ヲ支配スルモノユヘ取糺スヘシ（以下略）

とまで訴え、最後には

出庁ノ際独乙国貴顕ノ方トハ推察候得共素ヨリ皇孫タルトハ不心付不而己彼レヨリモ皇孫ト云ハ一言ヲ聞カス候 一般外国人同様ノ取扱ヲ致シタル次第ニ候 依之別紙略図相添當時警察上取扱ノ概況上申進候也

明治十三年二月十六日

大阪府一等警部大日向清緝

〔傍点筆者〕

と結んで、皇孫であることを明らかにしないで微行したことを強調していることは、無言の抗議を行つてゐると解してよいであらう。

このような事態を当時の警察当局が重視しなかつた筈はない。殊に、事件が大阪で起つただけに、関西の巡査に与えた衝撃、痛憤というものも考えられなければならない。同僚巡査の悲運は、外国皇族の来遊のために起つたのである。滋賀県巡查津田三蔵のロシア皇太子来遊に対する或る種の先入主は、ドイツ皇孫をめぐる吹田事件の中に胚胎したといえないであらうか。

ところでここに看過できないのは、この吹田事件をめぐる行政部の措置に対して、司法省のとつた態度である。外務省ないしドイツ側からの圧力で、大阪府知事が事実相違の文書を出して陳謝して事態を收拾したことに対し、橋口検事から次の如き上申がなされたのに拘らず、これは、検事は立入るべきものでないときびしく注意されたのである。ここに条約改正を控えた外交がすべてに優先して、検事の要請は斥けられたのを見るであらう。

司法省庶務課第七五九号

過刻御差廻有之候別紙宮本書記官ヨリノ電信書及御返却候該件ニ付橋口検事ヨリ別紙甲印之通伺出候間即チ乙印之通及指令候条御心得之為此段申進置候也

明治十三年二月十六日

大木司法卿

青木全權公使殿

甲

二月十五日午後四時四十分発

橋口検事上申

別紙文書ヲ昨十四日渡辺知事ヨリ独逸皇孫江差出シ併テ待遇ノ不敬ヲ謝セリ 然レ共現ニ我農民ヲ殴打セシ独逸人随行ノ内国人ヲ取調致サズ且毆傷ヲ受ケン確實ノ証左アルニ事實相違ノ文書ヲ差出シタルハ不都合ナリ 依テ其書面ニ拘ハラズ先ツ随行ノ内国人ヲ糺治シ独逸人ニモ犯罪証拠アラバ即ニ領事ニ求判スベキヤ 皇孫一列ニ關係シ且我国法ニ関スル大事件ナルヲ以テ御指揮ヲ仰ク

乙 橋口検事ニ指令

昨十五日電信ニテ伺イ趣ハ決テ検事ニ於テ立入ル可キモノニコレ無シ御交際上ニ關係スル事ニ付テ不都合ノ事ヲセサル様篤ク注意ス可シ委細郵便

二月十五日午後四時四十分発

橋口検事上申 別紙

本月七日ノ事件取調候処ニテハ貴国皇孫殿下ハ勿論隨員ノ諸氏並ニ人足六名ニ至ル迄我国法律ニ抵触シタル挙動無之事ヲ爰ニ証明ス

明治十二年二月十四日

大坂府知事 渡辺昇

右のような府知事による公認書の発出については、検事側としては不満であつたに相違なく、いわば行政部が司法部に非合理なことを強いたことも問題をあとに残したわけである。

ここに、すでに司法当局の政府当局に対する反感鬱憤が芽生えたと見て差支えないであらう。後に政府がロシアの御機嫌をとるために、第一百六条を適用して津田を死刑にすることを企てその実行を司法部に強要したことに對して、児島惟謙が「かくの如く外に對して卑屈なる政府は、内に向つては其の反比例をなして猛虎のごとき威を振るおうとする」と政府を非難した⁽²⁾ことと、全く同じ境地にありながら、吹田事件に際会した司法部は隱忍自重しなければならなかつたのではなからうか。大津事件の津田巡査が隣県の巡査の悲運を知つていたか否か定かではないが、巡査の公務執行が外国皇族旅行にかゝわ

つて免職処分となつたことについては、当時の関西に在る巡查はすべて不満をもつたことはたしかである⁽³⁾。また、この間の事情を知つてゐる当時の裁判所としても恐らく釈然としないものがあつたにちがいない。本件について政府当局が非合理を押し通したことに對して、司法部に反骨精神が芽生えたこともまた十分考えられるであろう。兒島判決の伏線は、このあたりに見出されはしないであろうか。

(1) ドイツの横暴に対する痛憤に關しては、「独逸皇族殿下乗組軍艦士官和歌山県下ニ於テ暴行ノ件」という記録もあるが、これは吹田事件後ひき起されたもので本件に直接關係ないのでこゝでは割愛する。

(2) 田岡良一著「天津事件再評価」二六九頁。

(3) 津田が警察に職を奉ずるようになったのは明治一五年であるから、吹田事件當時には巡查ではなかつたにせよ、僅か二年前のこの不祥事について先輩同僚から伝えられなかつたとはいえず、またこの空気には敏な筈であつた津田が外国貴賓に反感をもつたと考へても失当ではないであろう。

六 余 波

日本外交の底を一貫して流れている基本潮流は、明治維新以来の脱亜入欧の思想であり、外尊内卑のコンプレックスであり、強きには低姿勢、弱きには高姿勢の傾向である。それを最も鮮明に露呈したのが、明治一三年の吹田事件であつた。當時ヨーロッパ第一の強国ドイツに對する敬重畏怖が絶大であつた明治政府は、その皇孫に對する「不敬」事件解決のために全力をあげ、対独陳謝にこれ努めて早急に收拾したのであるが、その收拾に當つては、事の是非を問うことなく、ドイツの要求を容れて全面的に陳謝したのであつた。明治政府は、ドイツの要求を貫徹するため、その犠牲を對内的に全面転嫁した。その対独屈辱は、政府の強引な對内処罰によつて実現されただけに、深刻な国内的波紋を投じたのである。しかも、それが不敬罪という形で抑圧されたため、一層根深いしこりを残すことになつたのである。

ここに外国人の横暴、とりわけ外国皇族に對する超優遇、超法規的処遇に對する反感痛憤、その裏返しに、政府の対外姿

勢に対する悲憤慷慨、酷薄な政府処置に対する反撥は、維新前後の攘夷思想をねじまげられた形で再燃させる素地をつくつたといえる。大津事件の起るすでに十年前に、吹田事件でその種は蒔かれていたといえないであらうか。外国貴賓の来朝―巡査の登場―政府の姿勢―司法部の反撥という経過、筋書は両事件に共通するものが余りに多い。

ここに、注目されることは、吹田事件には未だ姿を見せていなかった児島惟謙が、本件に直接関係がなかつたとはいえず、事件当時大審院に在り、それ以前にも大阪裁判所に勤務し、一六年には大阪控訴裁判所長となり、その後二四年五月大審院長になるまで大阪に在つたことである。その司法官生活の半ばを大阪で過した児島が一三年の吹田事件一件を知らなかつた筈がない。吹田事件に対する彼の深刻な体験は、まがいなく政府の事大主義的な屈從的な外交方針に対する反発を生んだにちがいない。それは、そのままに大津事件の際に反映しているのである。彼が津田三蔵に下した有名な判決―外国皇族には日本の不敬罪規定たる刑法百一六条を適用せず、無期徒刑にしたこと―は、吹田事件の反省の上に立つていはしなかつたか。本件をここにとりあげるのは、単に当時の外尊内卑の卑屈な政府の対外姿勢批判につきるものではなく、その大津事件への連鎖性を見るからである。

この吹田事件の対内的意義とは別に、それがドイツに対していかなる意味をもつたかもまた顧みる必要がある。この当時のドイツとわが国の関係は、日英同盟が成立する以前であり、恐らく親独的傾向が最もつよい時期であつた。殊にわが国の陸軍は、ドイツに師事していたのみならず、わが国にはドイツ憲法に倣つて日本憲法を制定することが定着しつつあつた頃であるから、ドイツは日本の親独熱を知らない筈はなかつたのである。それにも拘らずドイツが日清戦争直後に、かの三国干渉に加わつたのは何故であらうか。

周知のように、カイゼルの黄禍論は固より存在していたにせよ、それだけで対日干渉に乗り出したとは思われない。明治政府が欧米列国には弱く、強大国が強硬に出れば容易に屈伏することを吹田事件で熟知しているドイツは、日清戦争直後と

いうときに、三国干渉の鉄槌を日本に加えたとは考えられないであろうか。この意味において、吹田事件の対外的意義もまた無視出来ないと思われる。

(補註) 固有名詞の表現については、大坂と大阪の如く、原史料にあるところをそのまま引用した。

追記 本稿の執筆構想に当つて、たえず念頭に浮んだのは大津事件との対比であつた。この刺戟が与えられた契機には、田岡良一博士の「大津事件の再評価」があつた。もし吹田事件の研究がすでに相当なされていたならば、本稿も、「吹田事件の再評価」という題にしたことであろう。この意味で、専門もちがい系統もちがうに拘らず、田岡先生の学恩に感謝の念を禁ぜず居られない。明治時代の新聞資料参照については、本塾名誉教授の手塚豊先生、津田塾教授の林茂先生に御高配を頂いた。また、本件についてドイツにおける参考文献をさがすに当つて、たまたま一九七七年ミュンヘンに留学中の藝法学部と同僚加藤久雄君から、アドルフ・ラングートの原著リコピーを頂いたことはまことに幸いであつた。なお、本稿執筆のもとになつた外務省外交史料館所蔵の原文書の検索に当つては、同館の田中正弘、波多野澄雄の両氏の御厄介になつた。ここに以上の方々に心から御礼申上げる次第である。(一九七八・二・一〇)